

第2章 地域の特徴

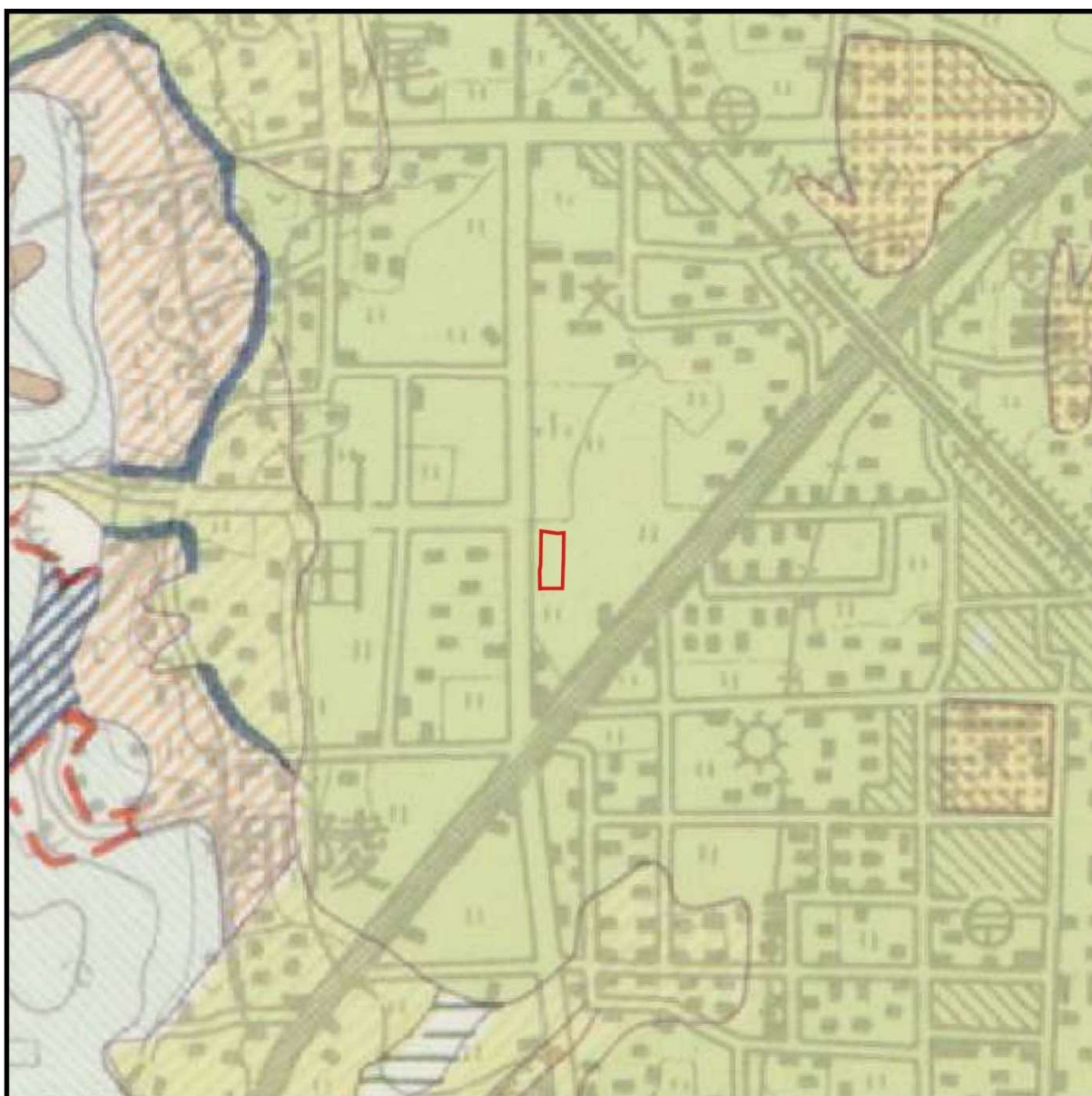
2.1 自然的状況に関する事項

2.1.1 地象

事業計画地が位置する西京区は、京都市の西南部に位置し、昭和 51 年 10 月に桂川を境界線として、右京区から分区して誕生した。桂川が区の東部を流れ、西部を嵐山、小塩山などの西山連峰に抱かれた水と緑、自然豊かな行政区であり、区域の東側は右京区、南区、西側は亀岡市、大阪府高槻市、南側は向日市、大阪府三島郡島本町と接している。

また、嵐山の法輪寺や松尾大社、華厳寺（鈴虫寺）、西芳寺（苔寺）、西山山麓の勝持寺（花の寺）や大原野神社、善峯寺などの歴史ある寺社や、桂川沿いには江戸初期に造営された桂離宮、旧山陰街道沿いには西京極原かいわい景観整備地区に指定された歴史的な街並みが存在している。

5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査（京都西南部）（出典：土地分類基本調査・水基本調査等ホームページ，令和 1 年 8 月閲覧）によると事業計画地周辺は、地形としては谷底平野・氾濫平野（図 2.1-1 参照），表層地質としては泥がち堆積物，地質時代としては，完新世の沖積層の粘土・砂・砂礫層（図 2.1-2 参照）となっている。



凡 例

- : 事業計画地
- : 山頂緩斜面
- : 急斜面
- : 砂礫台地
- : 自然堤防
- : 谷底平野・氾濫平野
- : 崖
- : 台地の緩斜面
- : 人工改変地

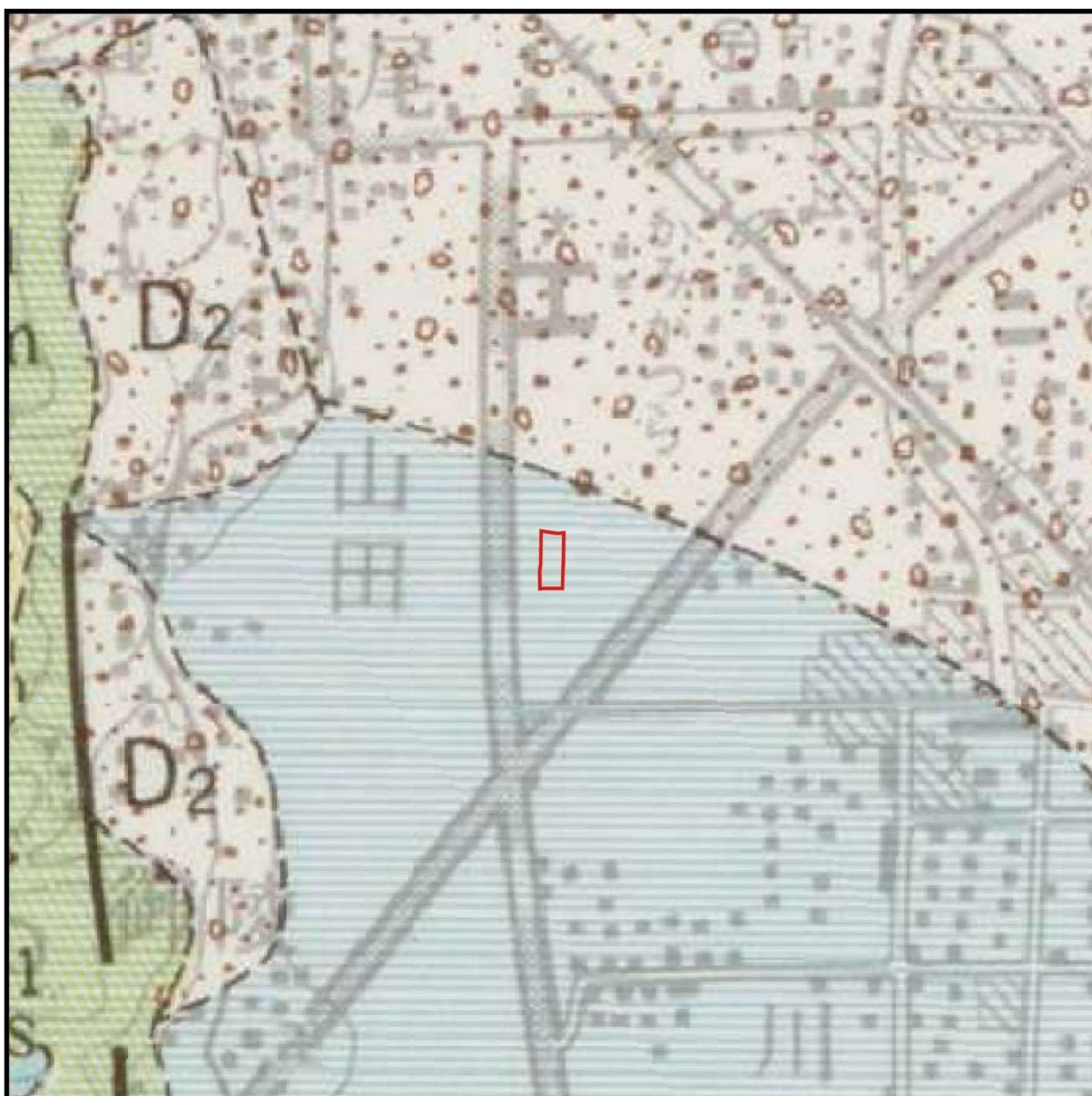
S=1:10,000

0 100 200 400 600m



出典:「5万分の1都道府県土地分類基本調査(京都西南部)」を縮尺1万分の1に加工

図 2.1-1 事業計画地周辺の地形



凡 例

- : 事業計画地
- : 礫がち堆積物
- : 泥がち堆積物
- : 粘土・砂の互層（上部に礫層）
- : 礫・砂・粘土層
- : 断層

S=1:10,000

0 100 200 400 600m



出典:「5万分の1都道府県土地分類基本調査(京都西南部)」を縮尺1万分の1に加工

図 2.1-2 事業計画地周辺の表層地質

2.1.2 水象

図 2.1-3 に示すとおり、事業計画地の周辺には水路があり、特に東側約 140m 付近に位置する上桂市有水路は一定量の流量があり、北から南に流れている。また、事業計画地の南側を西から東方向にも明智川(水路)が流れている。なお、東側約 1.6km に桂川が、南下している(図 2.1-4 参照)。

また、事業計画地周辺の地下水は、「国土調査の水基本調査」(出典：国土交通省ホームページ、令和 1 年 9 月閲覧)の井戸情報によると、自然水位が山田葉室町で 12m (平成 25 年度調査)、上桂で 7.3m (平成 14 年度調査)となっている。



図 2.1-3 事業計画地周辺の水路

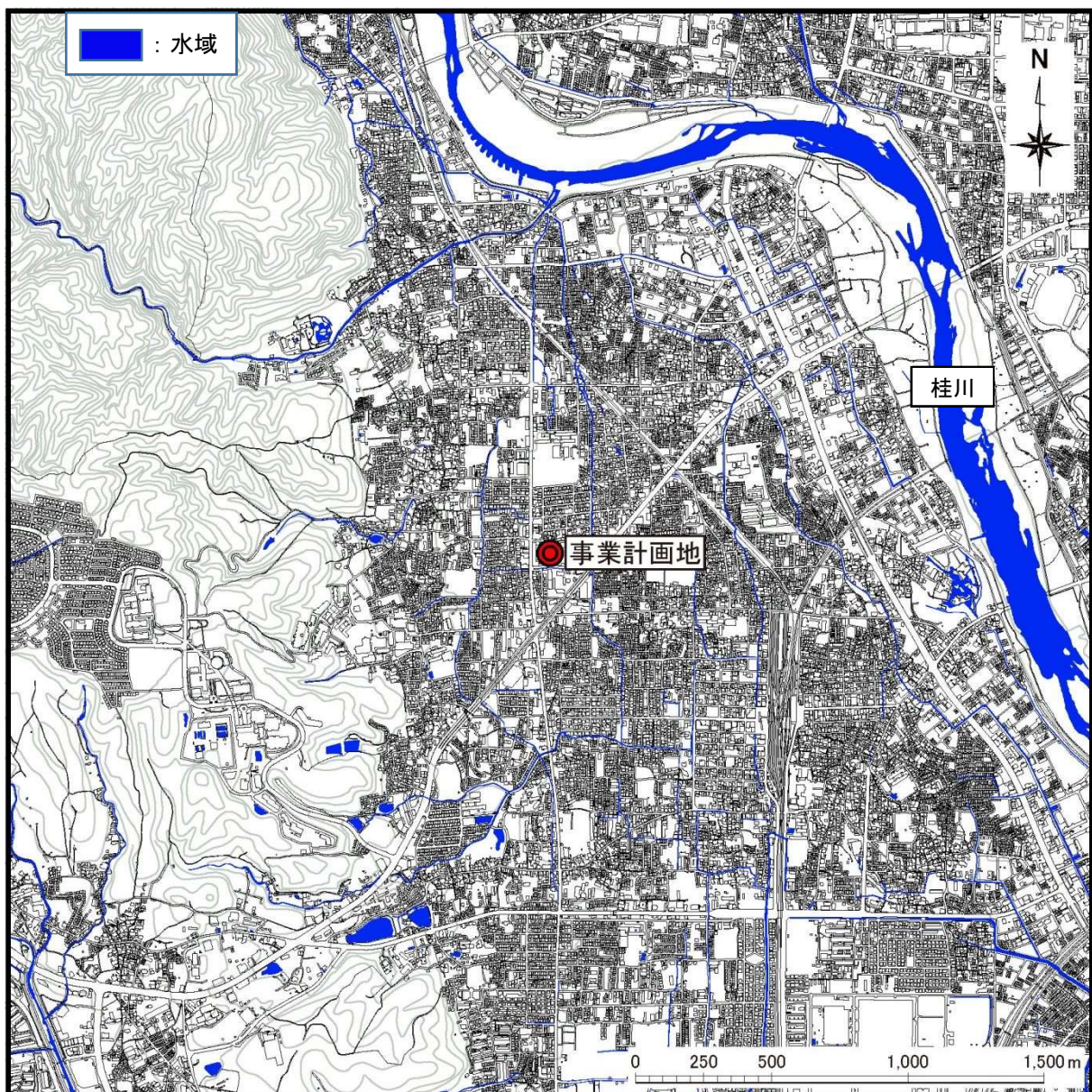


図 2.1-4 事業計画地周辺の河川・水路・ため池

2.1.3 気象

京都市の平成 30 年の年間降水量は 1,770.0mm, 年平均気温は 16.9℃, 年平均風速は 2.2m/s, 年間最多風向は北東となっている。(出典:「気象庁データ (観測場所:京都地方気象台)」(気象庁ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧))

2.1.4 生態系

第 2 回自然環境保全基礎調査によると事業計画地近傍での記録は見当たらない。

「京都生きもの 100 選」(出典:「「京都生きもの 100 選」について」(京都市情報館ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧))によると西京区内には、市指定天然記念物の松尾大社のカギカズラ野生地が存在する松尾大社周辺の森(照葉樹林)を始めとする 8 か所及び桂川(カヤネズミの保護活動を含む)が、市民が選んだ「身近に感じる自然や大切に残したいと思う生きもの等」に選定されている。また、「京都市の保存樹」(出典:「京都市の保存樹散策ガイド」(京都市情報館ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧))としては「上桂御陵神社(上桂西居町)のクスノキ」が、「区民の誇りの木」(出典:「区民の誇りの木」(京都市情報館ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧))としては、「上桂駅のソメイヨシノ」を始め 81 件選定されている。

事業計画地近傍にはこれらの選定地・指定地はなく、事業計画地周辺は事業所ビルや戸建て住宅が多く立地する市街地であり、街路樹のほかはまとまった緑地はない。また、貴重な動植物の生息・生育は見られない。

2.2 社会状況に関する事項

2.2.1 人口及び世帯数

京都市、西京区及び事業計画地周辺の国勢統計区の人口及び世帯数の推移は表 2.2-1 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の国勢統計区の平成 27 年の人口及び世帯数の分布を図 2.2-1 に示す。

分区当時の西京区の人口は約 9 万人であったが、桂駅を中心とした市街地の発展、洛西ニュータウンの建設、桂坂の住宅開発、桂川右岸における区画整理事業の進展等により、現在は区民が暮らす市内で 4 番目に大きな行政区である。

平成 30 年 10 月 1 日現在の京都市の人口は 1,468,980 人、世帯数は 721,045 世帯であり、西京区は 149,166 人、世帯数は 64,022 世帯であった。京都市、西京区ともに人口は漸減、世帯数は漸増傾向にある。

また、国勢調査による事業計画地周辺の国勢統計区（小地域）別の平成 22 年時と平成 27 年時を比較すると、事業計画地が位置する上桂森下町では人口が 683 人から 636 人へ、世帯数は 291 世帯から 285 世帯へ減少している。事業計画地が含まれる町域に隣接する町域（山田久田町、山田四ノ坪町、山田庄田町、上桂三ノ宮町、上桂森上町、桂乾町）合計では、人口が 3,498 人から 3,768 人へ、世帯数が 1,432 世帯から 1,614 世帯へと共に増加している。

表 2.2-1(1) 京都市及び西京区の人口の推移

年次	京都市				西京区				
	世帯数	人口			世帯数	人口			人口 構成比
		総数	男	女		総数	男	女	
平成 26 年	700,124	1,474,484	700,014	774,470	62,611	151,228	72,292	78,936	10.3
27 年	705,874	1,475,183	699,748	775,435	63,109	150,962	72,098	78,864	10.2
28 年	711,558	1,474,735	699,316	775,419	63,437	150,477	71,903	78,574	10.2
29 年	715,904	1,472,027	697,553	774,474	63,856	150,099	71,674	78,425	10.2
30 年	721,045	1,468,980	695,829	773,151	64,022	149,166	71,094	78,072	10.2

注) 各年 10 月 1 日現在、西京区の人口構成比は京都市全体に対する割合(%)である。

出典:「京都市統計書」(京都市情報館ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧)

表 2.2-1(2) 事業計画地周辺の国勢統計区の人口及び世帯数の推移

国勢統計区	平成 22 年国勢調査				平成 27 年国勢調査			
	人口 総数	男	女	世帯数	人口 総数	男	女	世帯数
山田畑田町	369	179	191	144	440	214	226	176
山田猫塚町	632	293	339	227	707	329	378	274
山田中吉見町	235	123	112	93	283	137	146	114
山田車塚町	365	190	175	194	285	150	135	160
山田六ノ坪町	305	138	167	128	299	140	159	136
山田久田町	315	144	171	125	312	151	161	130
山田四ノ坪町	268	145	123	124	266	140	126	114
山田庄田町	271	127	144	101	268	124	144	104
山田出口町	184	88	96	91	222	104	118	106
山田北山田町	728	346	382	277	858	445	413	311
山田南山田町	722	351	371	279	717	347	370	289
上桂宮ノ後町	651	297	354	276	645	297	348	285
上桂三ノ宮町	661	316	345	260	1,059	497	562	447
上桂森上町	534	256	278	235	512	229	283	251
上桂森下町	683	325	358	291	636	291	345	285
桂千代原町	1,822	882	940	773	1,826	893	933	809
桂乾町	1449	692	757	587	1,351	642	709	568

注 1) 数値は平成 22 年及び 27 年の 10 月 1 日現在のものである。

注 2) 黄色は事業計画地が含まれる町域、オレンジは事業計画地が含まれる町域に隣接する町域を示す。

出典：「国勢調査(平成 22 年, 平成 27 年)」(令和 2 年 1 月閲覧)

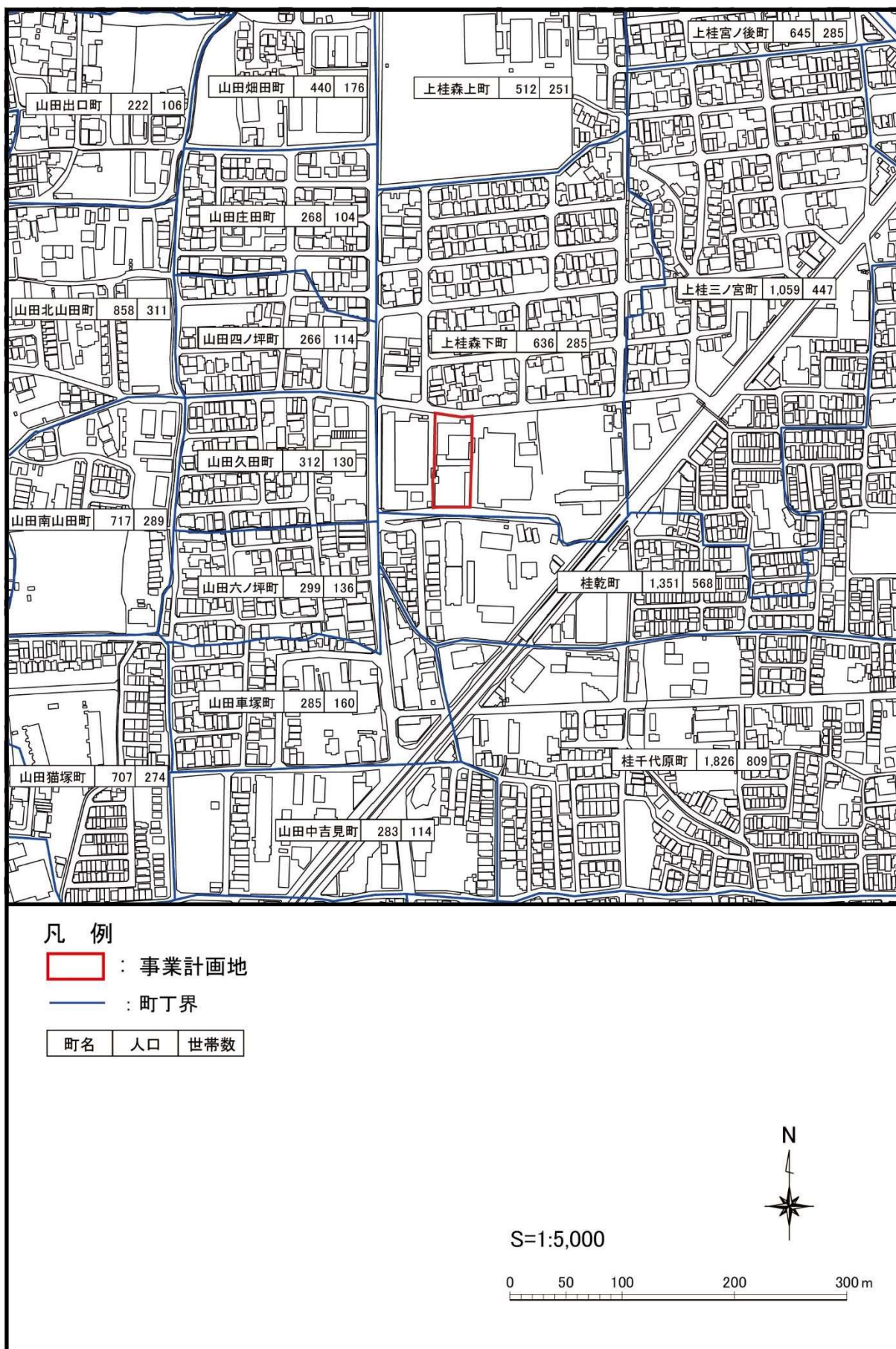
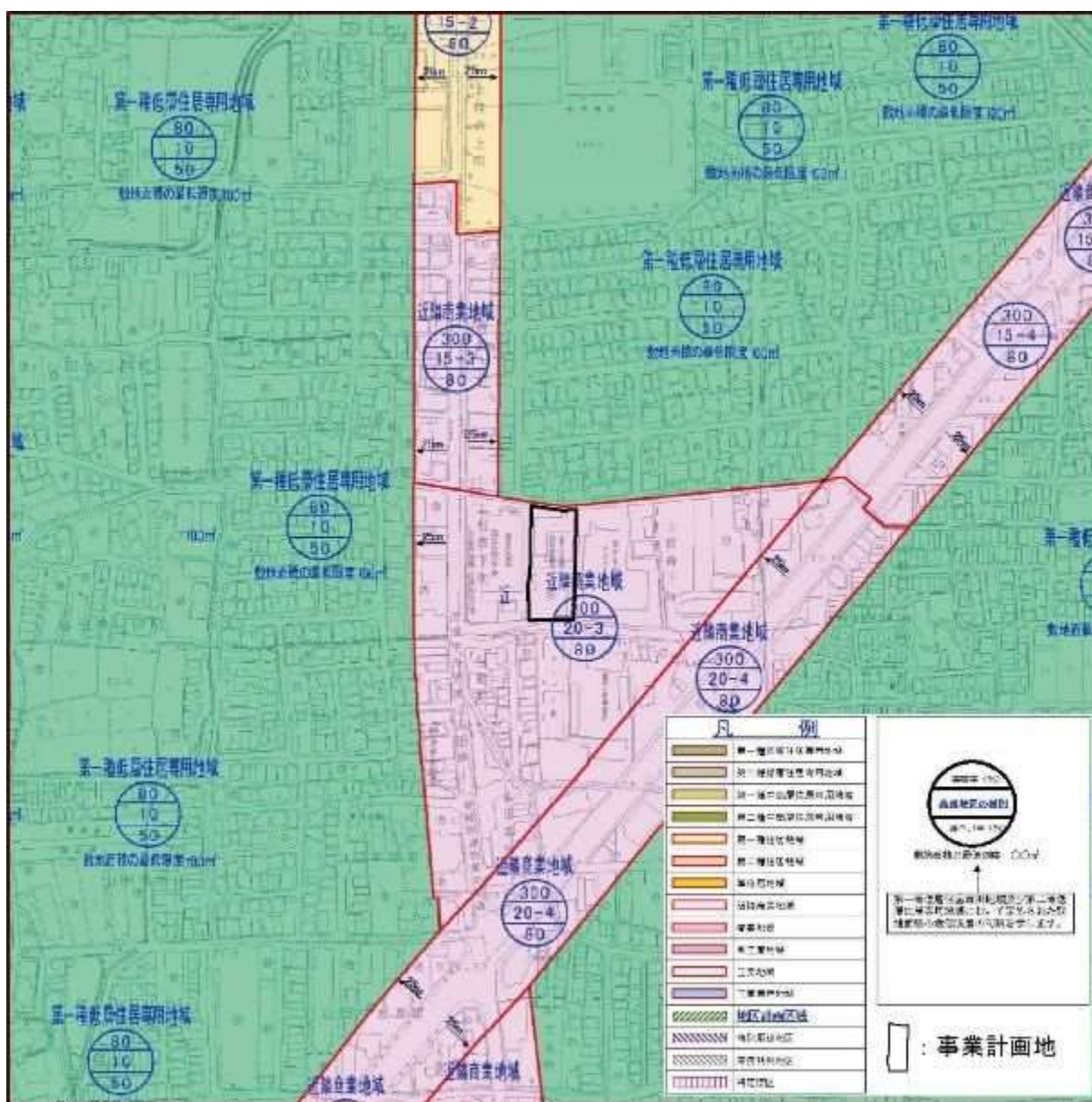


図 2.2-1 事業計画地周辺の国勢統計区の人口及び世帯数の分布(平成 27 年)

2.2.2 土地利用状況

事業計画地は、図 2.2-2 に示すとおり、都市計画法上の「近隣商業地域」に指定されている。



出典：「京都市景観情報共有システム」(京都市情報館ホームページ，令和1年9月閲覧)

図 2.2-2 事業計画地周辺の用途地域

2.2.3 交通の状況

(1) 鉄道、バス

事業計画地に最も近い鉄道駅としては阪急嵐山線の上桂駅が、事業計画地より北東方向へ約500m付近に位置しており、平成29年度における乗降数は3,353千人であった。(出典：「京都市統計書」(京都市情報館ホームページ，令和1年8月閲覧))

また、事業計画地へのバス路線として、京都市営バスの29・69・73系統が配置されており、西京区役所前(29・69系統)バス停(下車すぐ)、千代原口(29・69・73系統)バス停(徒歩約3分)、平和台町(73系統)バス停(徒歩約5分)がある。平成29年度の系統ごとの1日平均旅客数は、29系統が2,707人、69系統が2,095人、73系統が3,728人となっている。(出典：「営業係数と旅客数(平成29年度)」(京都市交通局ホームページ，令和1年8月閲覧))

なお、京都京阪バスも千代原口(21・21A・27系統)にバス停を配置している。

図2.2-3に事業計画地近傍の駅及びバス停を示す。



出典：「西京区役所へのアクセス」(京都市西京区ホームページ，令和1年9月閲覧)を一部修正，加筆

図2.2-3 事業計画地近傍の駅及びバス停等

(2) 道路

事業計画地周辺の交通量調査結果は表 2.2-3 に、交通量図は図 2.2-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺の主な道路として、事業計画地の西側すぐに京都府道 29 号線（宇多野嵐山山田線）が、南東約 100m 付近に国道 9 号が通過している。

事業計画地近傍の宇多野嵐山山田線の上合 12 時間交通量は、12,057 台、大型車混入率は 6.9%である。

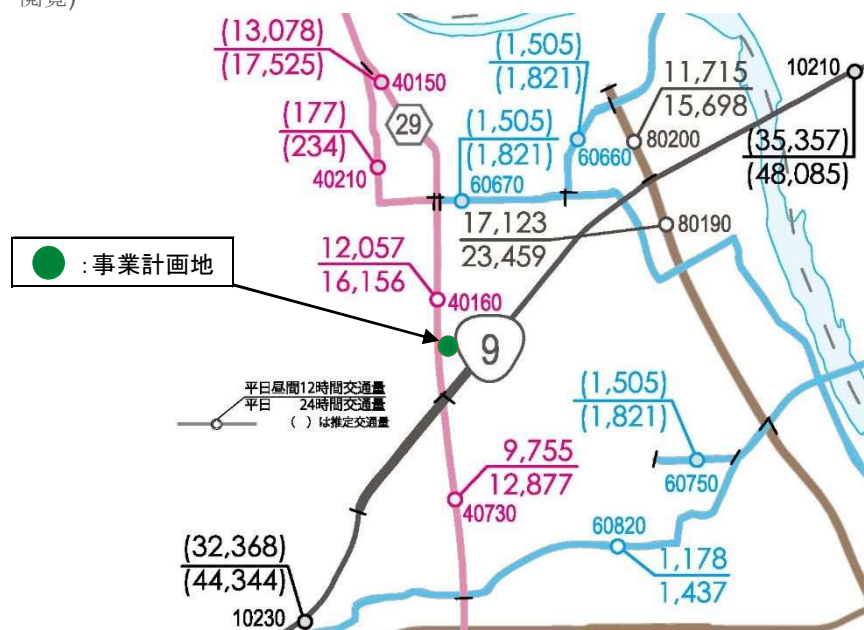
表 2.2-3 交通量調査結果

路線名	路線番号	区間番号 調査単位	交通量観測地点地名	昼間12時間※ 自動車類交通量 (上下合計)			昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
				小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	
一般国道9号	9	10210	京都市右京区	32,316	3,041	35,357	8.6
一般国道9号	9	10230	京都市西京区	29,390	2,978	32,368	9.2
宇多野嵐山山田線	29	40150	—	12,202	876	13,078	6.7
宇多野嵐山山田線	29	40160	西京区山田畑田町	11,221	836	12,057	6.9
宇多野嵐山山田線	29	40210	—	168	9	177	5.3
西京高槻線	67	40730	西京区山田大吉見町	9,168	587	9,755	6.0
太秦上桂線	132	60660	—	1,443	62	1,505	4.1
太秦上桂線	132	60670	—	1,443	62	1,505	4.1
桂停車場線	139	60750	—	1,443	62	1,505	4.1
沓掛西大路五条線	142	60820	西京区川島北裏町	1,131	47	1,178	4.0
久世梅津北野線	105	80190	西京区上桂東ノ口町	15,578	1,545	17,123	9.0

※) 昼間 12 時間とは、午前 7 時～午後 7 時の 12 時間である。太字は事業計画地最近傍地点。

注) 「—」は出典に記載なし

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省ホームページ，令和 1 年 9 月閲覧)



出典：「道路交通の現状（交通センサス）」(国土交通省近畿地方整備局ホームページ，令和 1 年 9 月閲覧)

図 2.2-4 交通量図

2.2.4 施設の配置状況

事業計画地周辺における配慮の必要な施設の配置状況については、表 2.2-4、図 2.2-5 に示すとおりである。

表 2.2-4 事業計画地周辺における配慮の必要な施設

区分	No.	名称	住所	事業計画地からの距離(m)
保育所，幼稚園等	①	山田保育園	西京区山田北山田町 19	約 420
	②	西嶺保育園	西京区山田御道路町 19	約 410
	③	かつらのみや保育園	西京区桂良町 5	約 510
	④	まめのき保育園	西京区山田中吉見町 7-1	約 270
	⑤	川西幼稚園 かつらのもり保育園 かつらのさとナースリースクール	西京区桂乾町 51	約 350
	⑥	葉室幼稚園 葉室幼稚園小規模保育こばと園	西京区山田葉室町 13-124	約 550
	⑦	おひさま乳児保育室	西京区山田大吉見町 3-5 レワード桂 101	約 440
小学校	⑧	京都市立桂小学校	西京区桂巽町 75-5	約 560
	⑨	京都市立松陽小学校	西京区御陵北山下町 15	約 450
中学校	⑩	京都市立桂中学校	西京区上桂森上町 26	約 210
病院	⑪	シミズ病院	西京区山田中吉見町 11-2	約 300
	⑫	京都桂病院	西京区山田平尾町 17	約 560
	⑬	西京都病院	西京区御陵溝浦町 24	約 510
高齢者のための福祉施設	⑭	高齢者介護施設 上桂	西京区上桂西居町 33	約 650
	⑮	スイート上桂	西京区上桂前田町 55-4	約 670
	⑯	京都厚生園 山田の家	西京区山田出口町 31	約 370
	⑰	サービス付き高齢者向け住宅カーサ桂	西京区御陵内町 3-1	約 560
	⑱	京都市西京老人福祉センター 西京老人デイサービスセンター	西京区上桂前田町 29-2	約 530
図書館	⑲	西京図書館	西京区山田大吉見町 20-3	約 450
児童館	⑳	西京児童館	西京区上桂前田町 29-2	約 530
文化施設	㉑	京都市西文化会館ウエスティ	西京区上桂森下町 31-1	約 5

出典：西京区の保育施設・事業所情報一覧

京都市施設情報検索システム 施設マップ

京都市内における病院・診療所・助産所・施術所・歯科技工所の一覧について

令和元年度版「すこやか進行中!!～高齢者のためのサービスガイドブック～」

(上記、いずれも京都市情報館(京都市情報館ホームページ，令和 1 年 9 月閲覧))

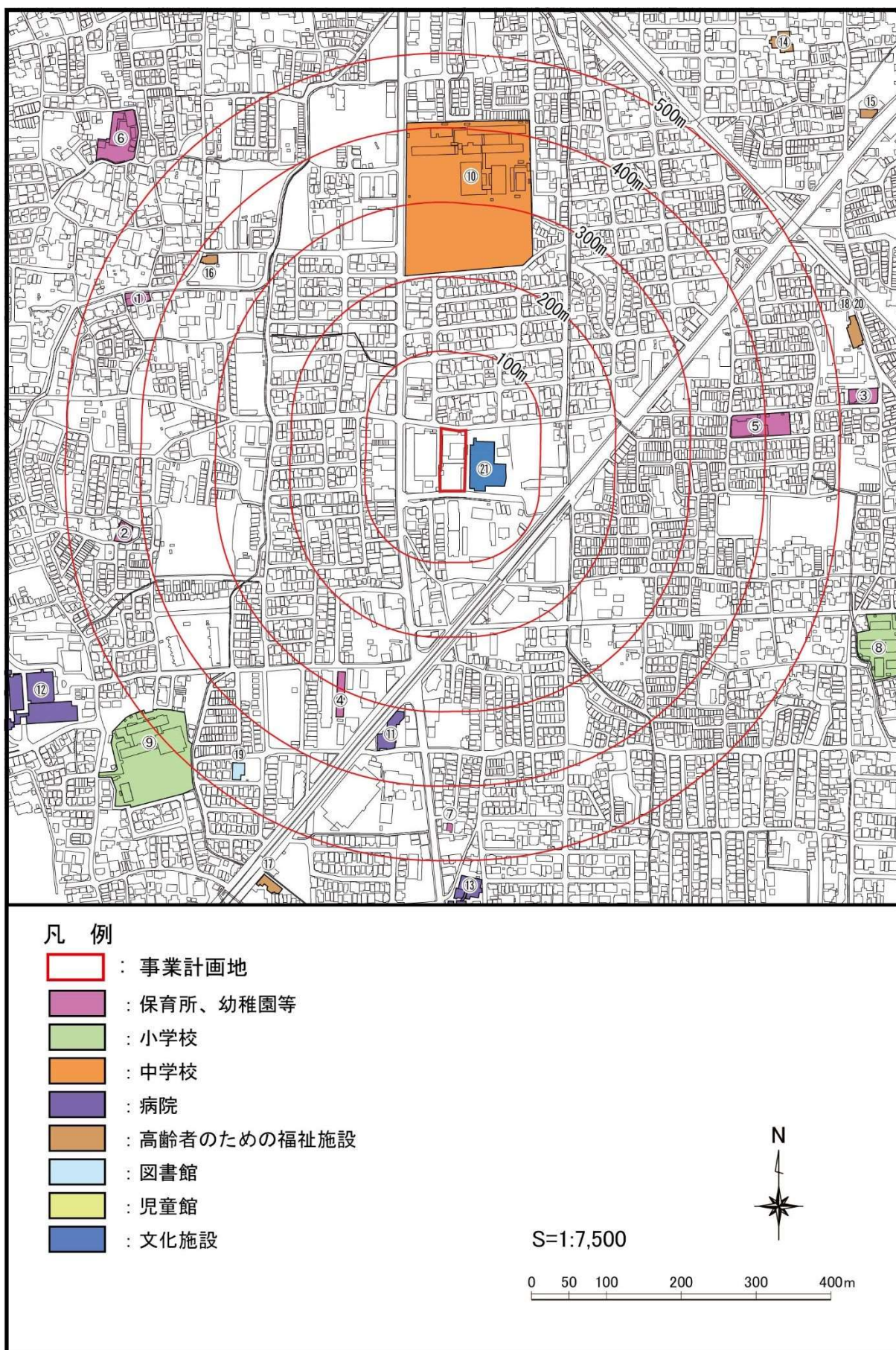


図 2.2-5 事業計画地周辺における配慮の必要な施設

2.2.5 上下水道

事業計画地は、上水道としては新山科浄水場給水区域に、下水道としては桂川右岸処理区に属している。(出典：「広報パンフレット・京の上下水道 Vol.11」(京都市上下水道局ホームページ，令和 1 年 9 月閲覧))

2.2.6 文化財の分布状況

事業計画地近傍の埋蔵文化財包蔵地としては、図 2.2-6 に示すとおり，全壊の古墳が事業計画地の北側に 2 か所，南側に 1 か所ある。(出典：「遺跡詳細地図」(京都市情報館ホームページ，令和 1 年 8 月閲覧))

なお，その他の文化財は，事業計画地近傍には存在しない。



出典：京都市遺跡地図提供システムの埋蔵文化財包蔵地参考図（令和 1 年 9 月閲覧）を加工して作成

図 2.2-6 事業計画地における埋蔵文化財包蔵地参考図

2.2.7 環境の概要

(1) 大気質

京都市では、一般環境大気測定局 9 局、自動車排出ガス測定局 5 局で大気汚染の状況を常時監視している。

事業計画地に最も近い一般大気測定局としては図 2.2-7 に示すとおり檜原小学校に西京測定局が設置されており、平成 30 年度の測定結果概要は表 2.2-5 に示すとおり、光化学オキシダント（Ox）以外は環境基準、市環境保全基準（二酸化窒素については当分の間の基準）を達成している。なお、光化学オキシダント（Ox）は測定している市内全測定局で環境基準、市環境保全基準を達成していない。

表 2.2-5 大気質測定結果概要

項目	二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子 状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)			光化学オ キシダント(Ox)		微小粒子状物質 (PM _{2.5})		
単位	(ppm)			(ppm)			(mg/m ³)		(ppm)			(ppm)		(μg/m ³)		
測定 局名	1 日平 均値	達成状況		1 日 平均 値	達成状況		1 日 平均 値	達成 状況	1 日 平均 値	達成状況		1 時 間値 の最 高値	達成 状況	1 年 平均 値	1 日 平均 値	達成 状況
		環境 基準	市保 全基 準		環境 基準	市保 全基 準				環境 基準	市保 全基 準					
西京	0.002	○	○	0.021	○	○	0.038	○	—	—	—	0.122	×	10.5	26.9	○
環境 基準	1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること			1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること			1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること		1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること			1 時間値が 0.06ppm 以下であること		1 年平均値 15μg/m ³ 以下、かつ、1 日平均値 35μg/m ³ 以下であること		
京都市保 全基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.02ppm 以下であること			(当分の間の基準) 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること			環境基準と同じ		1 時間値の 1 日平均値が 5ppm 以下であること			環境基準と同じ		環境基準と同じ		

注 1. 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準のことである。

注 2. 表中の一印は、測定を実施していないことを示す。

注 3. 測定結果欄の 1 日平均値は、各項目における環境基準達成評価の指標となる値（1 日平均値の年間 98%値又は年間 2%除外値）を標記している。

注 4. 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示す。

注 5. SO₂、SPM、CO は、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合にも非達成と評価する。

注 6. SO₂、SPM の 1 時間値の基準及び CO の 1 時間値の 8 時間平均値の基準は、全測定局で達成している。

注 7. NO₂ の市保全基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.02ppm 以下であるが、当分の間の基準は 0.04ppm 以下である。

出典：「京都市における大気・水質等環境調査結果(平成 30 年度)について」（京都市情報館ホームページ、令和 1 年 9 月閲覧）

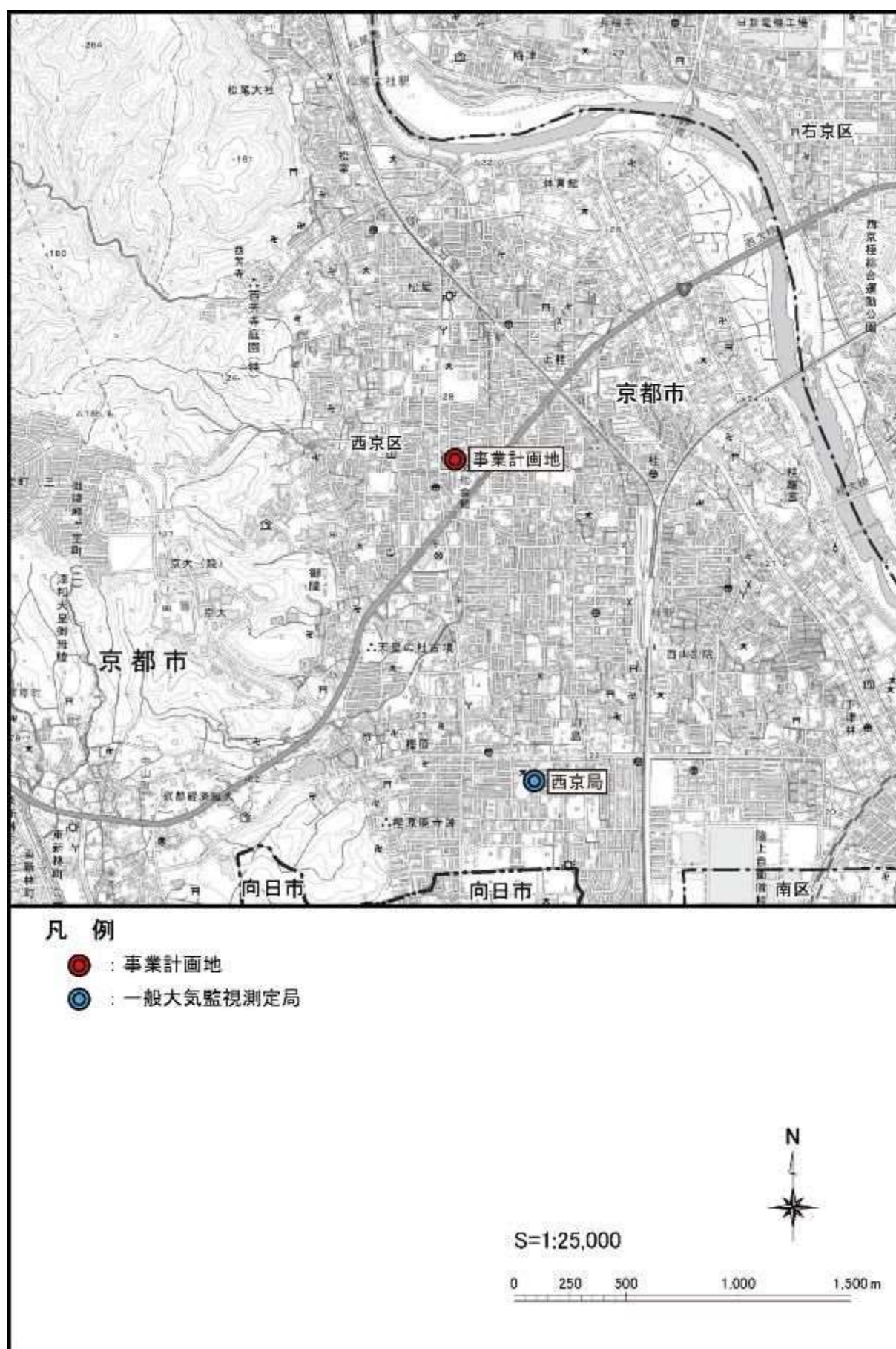


図 2.2-7 一般大気環境監視局の位置

(2) 騒音・振動

事業計画地周辺では、一般国道9号で2地点、府道宇多野嵐山山田線で1地点において自動車騒音・振動測定が実施されている。

平成25年度の一般国道9号の西京区桂徳大寺北町地点の騒音は昼夜ともに環境基準を達成していないが、その他の項目は、環境基準、要請限度ともに達成されている。

事業計画地及びその周辺では、環境騒音・振動の測定は実施されていない。

事業計画地近傍の自動車騒音・振動の測定結果は表2.2-6のとおりである。

表 2.2-6 事業計画地近傍の自動車騒音・振動の測定結果

路線名	車線数	測定地点 住所	測定 年月日	昼夜 (注)	騒音(Leq)					振動 (L10)		
					測定 値 dB	環境基準		要請限度		測定 値 dB	要請限度	
						基準 値 dB	達成 状況	基準 値 dB	達成 状況		基準 値 dB	達成 状況
一般国道 9号	4	西京区桂徳 大寺北町	H26年 1.15-16	昼間	71	70	×	75	○	36	65	○
				夜間	68	65	×	70	○	32	60	○
		西京区樫原 盆山	H30年 1.29-30	昼間	68	70	○	75	○	33	65	○
				夜間	63	65	○	70	○	28	60	○
宇多野嵐 山山田線	2	西京区山田 畑田町	H30年 1.25-26	昼間	70	70	○	75	○	40	65	○
				夜間	65	65	○	70	○	32	60	○

注) 騒音の昼夜：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）

振動の昼夜：昼間（午前8時～午後7時）、夜間（午後7時～翌日の午前8時）

出典：京都府環境白書各年度版（京都府ホームページ，令和1年9月閲覧）

(3) 悪臭

西京区の平成29年度の公害苦情は23件であり、そのうち悪臭に関する苦情は4件となっており、全苦情件数の17.4%を占めている。（出典：「京都市統計書」（京都市情報館ホームページ，令和1年9月閲覧））

また、悪臭の現状（京都市情報館ホームページ，令和1年9月閲覧）によると、京都市内の悪臭の発生源は工場・事業場、飲食店、野外焼却、家庭生活等多岐にわたっている。

なお、事業計画地近傍には悪臭の発生施設はない。

1) 河川

なお、健康項目については、京都市内全地点で環境基準及び市環境保全基準を達成している。

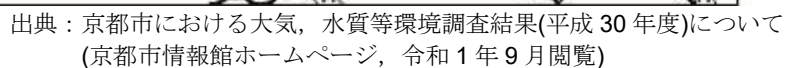
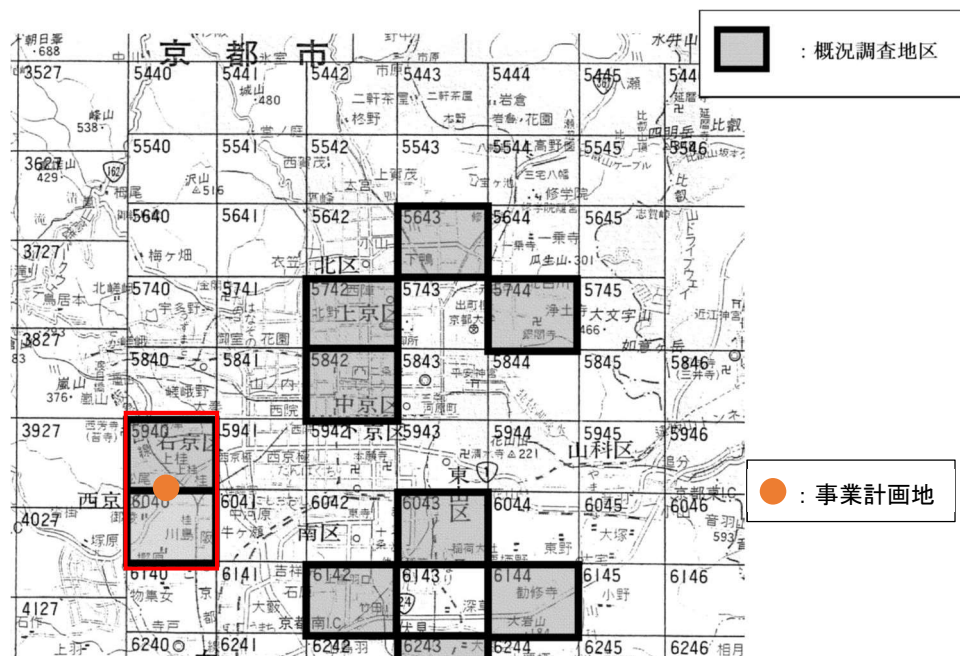


図 2.2-8 事業計画地周辺の BOD の地点別 75%水質値

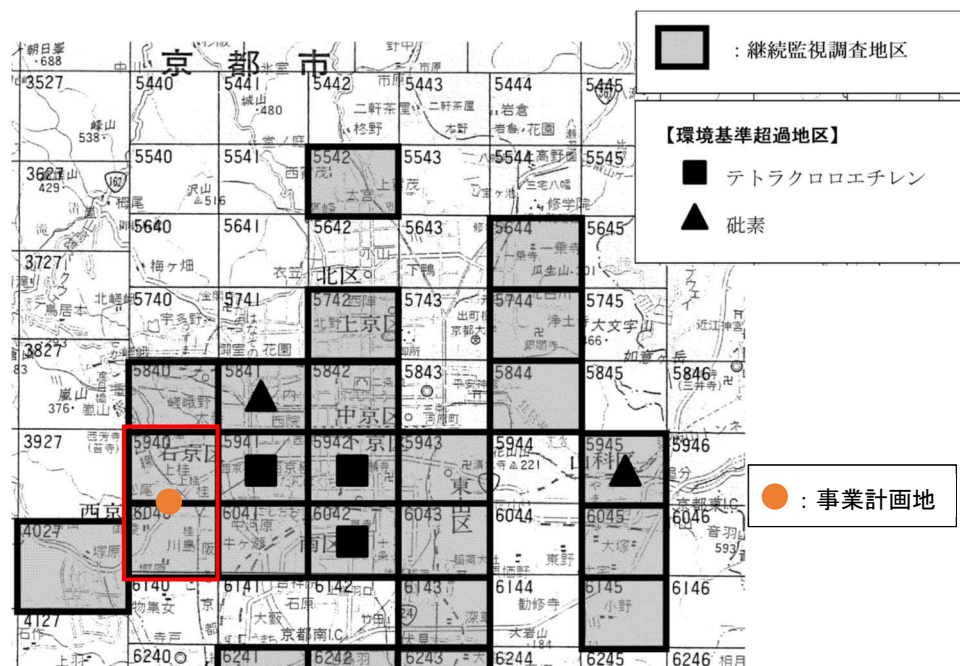
2) 地下水

事業計画地周辺は、全体的な地下水質の概況を把握するための調査区域(概況調査)及び汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に調査実施する区域(継続監視調査)に指定されている(図 2.2-9 参照)が、平成 30 年度は、環境基準を超える結果は報告されていない(表 2.2-7 参照)。



出典：平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果
(京都市情報館ホームページ，令和 2 年 1 月閲覧)

図 2.2-9(1) 京都市における地下水概況調査地区



出典：平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果
(京都市情報館ホームページ，令和 2 年 1 月閲覧)

図 2.2-9(2) 京都市における地下水継続監視調査地区

表 2.2-7(1) 事業計画地周辺の地下水概況調査結果

単位 : mg/L

地区番号	5940	6040	基準値
井戸番号	000300	000700	
項目	H30.10.11		
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
P C B	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	0.002 以下
チウラム	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	1.5	10 以下
ふっ素	<0.08	0.14	0.8 以下
ほう素	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「—」は未調査

出典：平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（京都市情報館ホームページ，令和 2 年 1 月閲覧）

表 2.2-7(2) 事業計画地周辺の地下水継続監視調査結果

単位：mg/L

地区番号	5940			6040			基準値
井戸番号	000800			000900			
項目 \ 採水日	H30.7.11	H30.12.12	平均	H30.7.11	H30.12.12	平均	
砒素	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.005	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	10 以下

注) 「—」は未調査

出典：平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（京都市情報館ホームページ，令和 2 年 1 月閲覧）

(5) 土壤環境

事業計画地及び近傍には「土壤汚染対策法」(平成 14 年, 法律第 53 号)に基づく土壤の汚染があると認められた要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。なお, 西京区内では事業計画地から南東約 2km 付近に, 同法による指定地域が存在する。(出典:「京都市内の土壤汚染対策法に係る要措置区域等について」京都市情報館ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧)

(6) ダイオキシン類

京都市では, ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき, 大気, 河川水質, 河川底質, 地下水及び土壤についてダイオキシン類の常時監視を行っており, 事業計画地最寄地点の各項目の常時監視結果(平成 30 年度)は表 2.2-8 に示すとおりである。

表 2.2-8 事業計画地最寄地点のダイオキシン類の常時監視結果(平成 30 年度)

項目	調査地点	年平均値	環境基準	単位
大気	西京区役所保健福祉センター別館	0.0078	0.6	pg-TEQ/m ³
河川水質	有栖川 (梅津新橋)	0.280	1	pg-TEQ/L
河川底質		0.72	150	pg-TEQ/g
地下水	井戸 8 (西京区内)	0.020	1	pg-TEQ/L
土壤	芝ノ宮公園	0.75	1,000	pg-TEQ/g

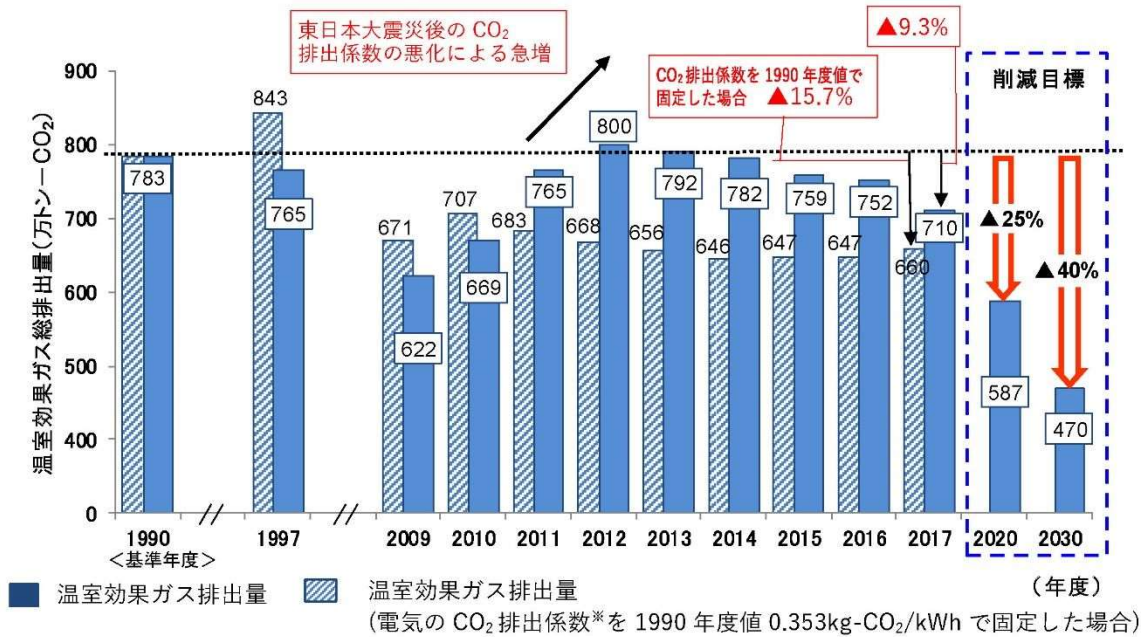
出典: 京都市における大気, 水質等環境調査結果 (平成 30 年度) について
(京都市情報館ホームページ, 令和 1 年 9 月閲覧)

(7) 温室効果ガス

2017 年度の温室効果ガス排出量は、約 710 万トンであり、前年度（2016 年度）に比べると ▲42.3 万トン、5.6%の減少となり、5 年連続で減少している。

京都市地球温暖化対策条例に定める削減目標の基準である 1990 年度と比べると、▲73.2 万トン、9.3%減少し、また、ピーク時の 2012 年度に比べると 11.2%減少している。

京都市における温室効果ガス総排出量の推移は図 2.2-10 に示すとおりである。



※ 「電気の CO₂ 排出係数」とは、1kWh を発電する際に排出される二酸化炭素 (CO₂) 量をいう。

出典：「2017(平成 29)年度の温室効果ガス排出量について」(京都市情報館ホームページ，令和 1 年 9 月閲覧)

図 2.2-10 京都市における温室効果ガス総排出量の推移

(8) 公害苦情

公害苦情の推移は表 2.2-9 に示すとおり、京都市、西京区ともに減少傾向にある。西京区では騒音、大気汚染、悪臭の苦情が多くなっている。

表 2.2-9 公害苦情の推移

区域	年度	総 数	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他
京都市	H26	565	104	69	—	245	14	126	7
	H27	588	104	65	—	264	16	132	7
	H28	521	85	55	2	228	14	133	4
	H29	505	106	45	1	240	13	94	6
西京区	H26	43	9	12	—	14	—	8	—
	H27	43	5	10	—	17	—	11	—
	H28	36	7	6	—	15	2	6	—
	H29	23	9	—	—	9	—	4	1

出典：「京都市統計書（平成 30 年版）」(京都市統計ポータル，令和 1 年 10 月閲覧)

2.3 関係法令等による規制状況

2.3.1 環境保全基準

京都市では、京都市環境基本条例第 11 条に基づき、京都市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい環境保全基準(平成 31 年告示第 1 号)を定めている。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとしている。

(1) 大気汚染に係る環境保全基準

大気汚染に係る環境保全基準は表 2.3-1 のとおりである。

表 2.3-1 大気汚染にかかる環境保全基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.02ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 1時間値 0.20mg/m ³ 以下
微小粒子状物質	1年平均値 15μg/m ³ 以下 1日平均値 35μg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.02ppm以下 (ただし、当分の間1時間値の1日平均値 0.04ppm以下)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 5ppm以下
降下ばいじん	5t/km ² /月以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下

注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注3) 測定方法については、国の環境基準（以下「環境基準」という。）の取扱いに準ずるものとする。ただし、降下ばいじんについては、デポジットゲージ法（英国規格）によるものとする。

注4) 評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。ただし、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均値の年間98%値と当該基準値との比較により評価するものとする。

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号，令和1年9月閲覧）

(2) 水質汚濁に係る環境保全基準

水質汚濁に係る環境保全基準は表 2.3-2、京都市環境保全基準の類型指定は表 2.3-3 及び図 2.3-1 に示すとおりである。なお、事業計画地は新川流域である。

表 2.3-2(1) 水質汚濁に係る環境保全基準

(1) 人の健康保護に係るもの

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
フッ素	0.8 mg/L以下
ホウ素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注1) 対象水域は、全河川とする。

注2) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号、令和1年9月閲覧）

表 2.3-2(2) 水質汚濁に係る環境保全基準

(2) 生活環境に係るもの

ア

項目 \ 類型	AA	A	B	C
水素イオン濃度(pH)	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下
浮遊物質(SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下
溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上
大腸菌群数	50MPN/100ml以下	1,000MPN/100ml以下	5,000MPN/100ml以下	—

イ

項目 \ 類型	生物A	生物特A	生物B	生物特B
全亜鉛	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
ノニルフェノール	0.001mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.04mg/L以下
(備考) 水生生物の生息 状況の適応性	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注1) 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。

注2) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号，令和1年9月閲覧）

表 2.3-3 京都市環境保全基準の類型指定

(別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

ア

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1) (高橋から上流)	AA	弓削川	A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	A	清滝川 (桂川合流点から上流)	AA
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	A	有栖川	A
鴨川下流 (勧進橋から下流)	A	天神川上流 (御室川合流点から上流)	A
白川	A	天神川下流 (御室川合流点から下流)	A
西高瀬川	C	御室川	A
高野川上流 (花園川合流点から上流)	AA	小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A
高野川下流 (花園川合流点から下流)	A	宇治川上流 (山科川合流点から上流)	A
岩倉川	A	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	A
桂川上流 (渡月橋から上流)	A	旧安祥寺川	A
桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	A	山科川上流 (旧安祥寺川合流点から上流)	A
桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	A	山科川下流 (旧安祥寺川合流点から下流)	C
新川	A	東高瀬川	A

イ

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1) (高橋から上流)	生物A	桂川上流(1) (世木ダムから上流)	生物A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	生物B	桂川上流(2) (世木ダムから渡月橋まで)	生物B
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	生物B	桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	生物B
鴨川下流 (勧進橋から下流)	生物B	桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	生物B
高野川上流 (花園川合流点から上流)	生物B	宇治川上流 (山科川合流点から上流)	生物B
高野川下流 (花園川合流点から下流)	生物B	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	生物B

出典：「京都市環境保全基準」(平成31年4月1日 京都市告示第1号，令和1年9月閲覧)

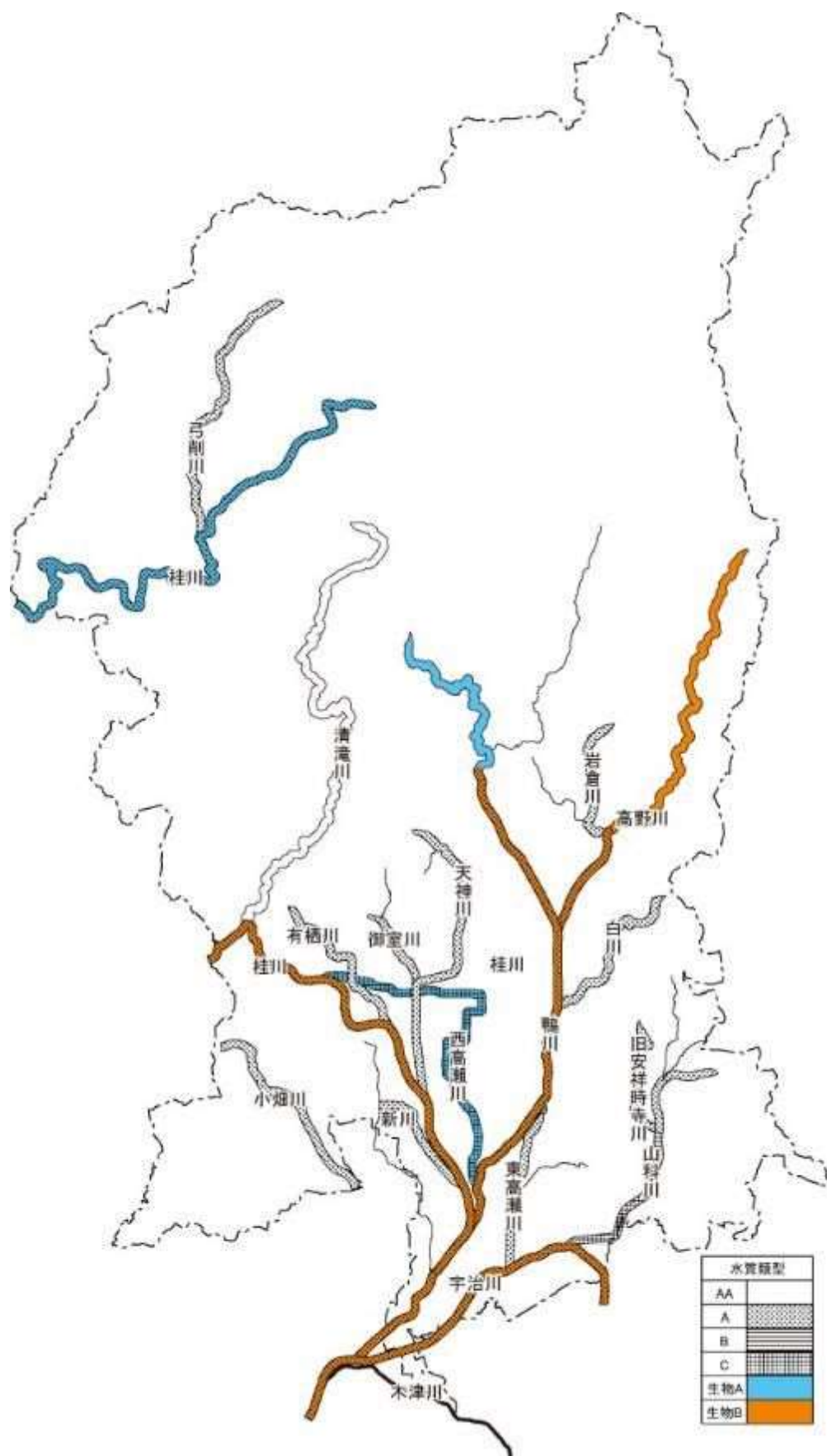


図 2.3-1 京都市環境保全基準の類型指定

(3) 地下水汚染に係る環境保全基準

地下水汚染に係る環境保全基準は表 2.3-4 のとおりである。

表 2.3-4 地下水汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

出典：「京都市環境保全基準」(平成31年4月1日 京都市告示第1号, 令和1年9月閲覧)

(4) 騒音に係る環境保全基準

騒音に係る環境保全基準は表 2.3-5 のとおりである。なお、事業計画地は C 類型に指定されている。

表 2.3-5 騒音に係る環境保全基準

(1) 一般騒音

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注1) 地域の類型は、次のとおりとし、その該当地域は、騒音に係る環境基準の類型指定（平成21年3月30日付け京都市告示第519号）によるものとする。

- AA : 特に静穏を要する地域。
- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域についての基準値は、上表によらず、次表のとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

（備考）車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路*に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下

*：幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上）及び自動車専用道路

注2) 時間の区分は次のとおりとする。

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

注3) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係るもの～省略

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号、令和1年9月閲覧）

(5) 悪臭及び地盤沈下に係る環境保全基準

悪臭及び地盤沈下に係る環境保全基準は表 2.3-6 のとおりである。

表 2.3-6 悪臭及び地盤沈下に係る環境保全基準

項目	基準
悪臭	大部分の住民が日常生活において不快を感じない程度以下であること。
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと。

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号，令和1年9月閲覧）

(6) 土壤汚染に係る環境保全基準

土壤汚染に係る環境保全基準は表 2.3-7 のとおりである。

表 2.3-7 土壤汚染に係る環境保全基準

項目	基準
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地に おいては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田 に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 検液の作成方法、測定方法及び評価方法については、環境基準の取り扱いに準ずるものとする。

注 2) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「京都市環境保全基準」（平成 31 年 4 月 1 日 京都市告示第 1 号，令和 1 年 9 月閲覧）

(7) 緑に係る環境保全基準

緑に係る環境保全基準（市街地に係るもの）は表 2.3-8 のとおりである。

表 2.3-8 緑に係る環境保全基準

基準値
緑被率を37%にすること。

注1) 市街地とは、市街化区域と市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部（吉田山緑地、双ヶ丘、仁和寺、洛西中央緑地、桂川緑地、上高野氷室山、宝ヶ池周辺、桃山御陵、西京桂坂、東山）。

注2) 緑被率とは、空から見た、区域にある緑で覆われた土地の割合。

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号、令和1年9月閲覧）

(8) ダイオキシン類に係る環境保全基準

ダイオキシン類に係る環境保全基準は表 2.3-9 のとおりである。

表 2.3-9 ダイオキシン類に係る環境保全基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

注1) 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

注3) 土壌にあっては、京都市環境保全基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「京都市環境保全基準」（平成31年4月1日 京都市告示第1号、令和1年9月閲覧）

2.3.2 環境基準

(1) 大気汚染物質

大気汚染物質に係る環境基準は表2.3-10に、有害汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準は表2.3-11に、微小粒子状物質に係る環境基準は表2.3-12に示すとおりである。

表 2.3-10 大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）（ともに令和1年9月閲覧）	

表 2.3-11 有害汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号、令和1年9月閲覧）	

表 2.3-12 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。 出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号、令和1年9月閲覧）	

(2) 騒音

騒音に係る環境基準は表2.3-13に、騒音に係る環境基準及び類型を当てはめる地域の指定状況は表2.3-14及び図2.3-2に示すとおりである。事業計画地は、C類型に指定されている。

表2.3-13 騒音に係る環境基準及び類型を当てはめる地域

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	類型を当てはめる地域	基準値	
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌6時)
AA	療養施設, 社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域	50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B	第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域	55dB以下	45dB以下
C	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域 (工業専用地域除く)	60dB以下	50dB以下

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注) 幹線交通を担う道路に近接する空間については上表にかかわらず、特例として下表の基準の欄に掲げるとおりとする。

【特 例】

基準値	
昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌6時)
70dB以下	65dB以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注1) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)をいう。

注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離からその範囲を特定するものとする。

(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m

(2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)、「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」(平成21年3月30日 京都市告示第519号) (ともに、令和1年9月閲覧)

表 2.3-14 騒音に係る環境基準及び類型を当てはめる地域の指定状況

地域の 類型	該当地域
A	本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域として定められた区域
B	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域
C	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」（平成21年3月30日 京都市告示第519号，最終改正：平成30年3月30日 京都市告示第658号，令和1年9月閲覧）

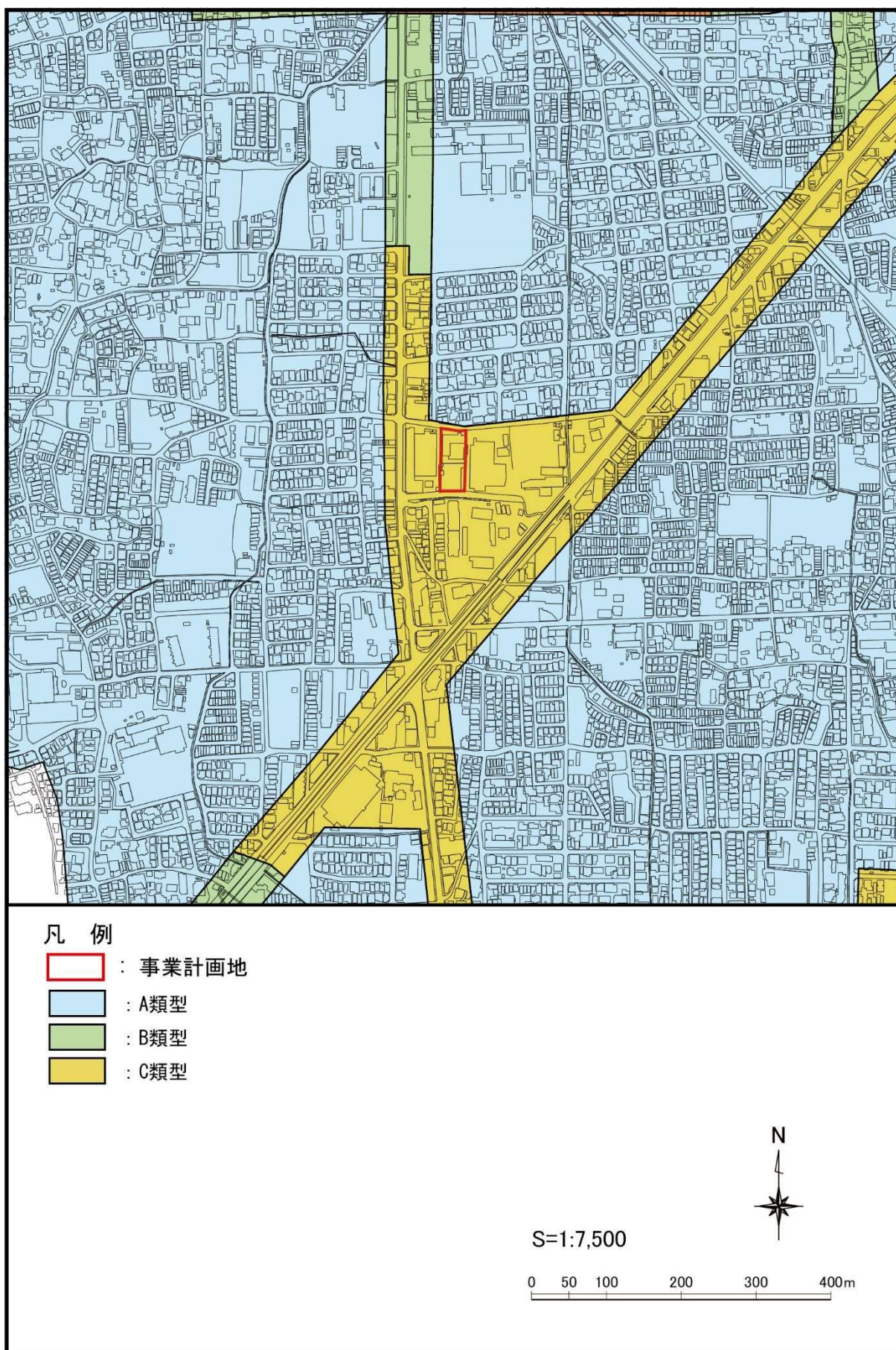


図 2.3-2 騒音の環境基準に係る地域類型の指定状況

(3) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準は、全国一律で適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、水域ごとに類型指定される。

1) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、表 2.3-15 に示すとおりであり、全国一律で適用される。

表 2.3-15 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	フッ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ホウ素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号，最終改正：平成31年3月20日 環境省告示第46号，令和1年9月閲覧)

2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は表 2.3-16 に示すとおりである。

水質汚濁に係る環境基準類型区分は表 2.3-17 及び図 2.3-3 に示すとおりである。

表 2.3-16 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川（湖沼を除く）】

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚稚子の成育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚稚子の成育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号，最終改正：平成31年3月20日 環境省告示第46号，令和1年9月閲覧）

表 2.3-17 環境基準を当てはめる水域の類型指定の状況

【河川】(水質による類型)

水域	水域類型	告示日※	範囲
宇治川(1)	A	昭和45年9月1日 閣議決定	山科川合流点から上流
宇治川(2)	B		山科川合流点から三川合流点まで
桂川上流	A		渡月橋より上流
桂川下流(1)	A	平成22年12月28日 京都府告示第611号	渡月橋から天神川合流点まで
桂川下流(2)	A	平成8年3月29日 京都府告示第246号	天神川合流点から宇治川合流点まで
小畑川上流	A	昭和53年3月24日 京都府告示第174号	京都市と長岡京市の境界より上流
高野川上流	AA		花園川合流点より上流
高野川下流	A		花園川合流点より下流
清滝川	AA		全域
鴨川上流(1)	A		高野川合流点より上流
鴨川上流(2)	A		高野川合流点より勧進橋まで
鴨川下流	A	平成8年3月29日 京都府告示第246号	勧進橋より下流
弓削川	A		全域
有栖川	A		全域
天神川	A		全域

【河川】(生物による類型)

水域	水域類型	告示日※	範囲
淀川全域	生物B	平21年11月30日 環境省告示第80号	全域
桂川上流(1)	生物A	平成22年12月28日 京都府告示第611号	世木ダムより上流
桂川上流(2)	生物B		世木ダムより下流
桂川下流(1)	生物B		渡月橋から天神川合流点まで
桂川下流(2)	生物B		天神川合流点から宇治川合流点まで

※：令和1年9月閲覧

(4) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、表 2.3-18 に示すとおりであり、全国一律で適用される。

表 2.3-18 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
1，2－ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること
1，1－ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること
1，2－ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること
1，1，1－トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1，1，2－トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
1，3－ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1，4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること

出典：平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 48 号，令和 1 年 9 月閲覧）

(5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.3-19 に示すとおりであり、全国一律で適用される。

表 2.3-19 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号、最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号、令和1年9月閲覧）

2.3.3 その他の法令等

(1) 騒音規制法

1) 工場、事業場の規制基準

騒音規制法に基づく地域の指定は表 2.3-20 に、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表 2.3-21 に、騒音規制法に基づく区域指定は図 2.3-4 に示すとおりである。

事業計画地は、騒音規制基準の区分において第 3 種区域に指定されている。

表 2.3-20 騒音規制法に基づく地域の指定

区域	地域の指定
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

出典：「騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和61年4月1日京都市告示第2号，最終改正：平成30年3月30日京都市告示第659号，令和1年9月閲覧)

表 2.3-21 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

時間の区分		区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	午前8時から午後6時まで		45 デシベル	50 デシベル	65 デシベル	70 デシベル
朝・夕	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで		40 デシベル	45 デシベル	55 デシベル	60 デシベル
夜間	午後10時から 翌日の午前6時まで		40 デシベル	40 デシベル	50 デシベル	55 デシベル

- 備考1 この規制基準を適用する地域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 2 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 3 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあっては、昼間及び朝・夕に限る。）とする。
- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 7 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上で測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

出典：「騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準」

（昭和61年4月1日京都市告示第2号，最終改正：平成30年3月30日京都市告示第659号，令和1年9月閲覧）

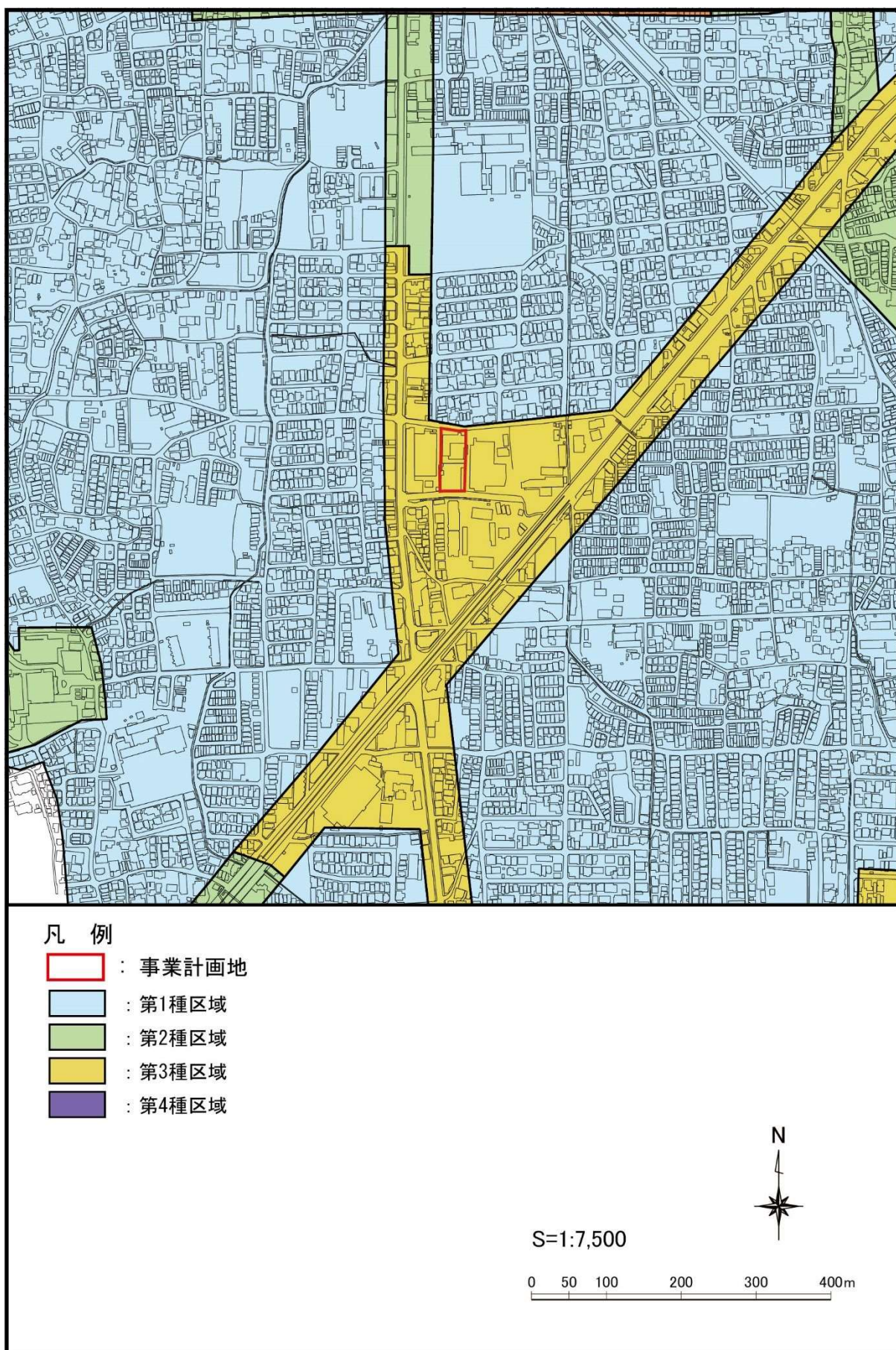


図 2.3-4 騒音規制法に基づく区域指定

2) 自動車騒音の限度

騒音規制法等に係る自動車騒音の限度（要請限度）は、表 2.3-22 に示すとおりである。事業計画地は近隣商業地域に指定されており、c 区域である。

表 2.3-22 自動車騒音の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	1車線を有する 道路に面する区域		2車線以上の車線を有する 道路に面する区域	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
a 区域	65(75)	55(70)	70(75)	65(70)
b 区域	65(75)	55(70)	75(75)	70(70)
c 区域	75(75)	70(70)	75(75)	70(70)
備考) a区域：第一種及び第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域 b区域：第一種及び第二種住居地域，準住居地域 c区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域 工業専用地域は指定なし。 評価は等価騒音レベル（LAeq）で行う。 表中の()内の数字は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度を示す。 幹線交通を担う道路：高速自動車道，一般国道，都道府県道，市町村道（市町村道にあつては4車線以上）及び自動車専用道路 道路に近接する区域：2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m，2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲				

出典：「指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分」（平成12年3月30日京都市告示第395号，最終改正：平成30年3月30日京都市告示第659号，令和1年9月閲覧）

3) 特定建設作業騒音の規制基準

騒音規制法では、著しい騒音を発生する建設作業を特定建設作業と定め、指定地域内で特定建設作業を実施する者を対象に、特定建設作業の事前届出や特定建設作業の基準が定められている。特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、昭和46年11月9日京都府告示第626号）を、表2.3-23に示す。

事業計画地は近隣商業区域に指定されており、第1号区域である。

表 2.3-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

区域区分*	騒音の大きさ	作業のできない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜休日における作業
第1号区域	85 デシベル	午後7時から 午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
第2号区域		午後10時から 午前6時まで	14時間		

※：1号区域とは、工業地域・工業専用地域以外の用途地域、2号区域とは工業地域（ただし、学校、保育所、病院、図書館、養護老人ホームの周辺概ね80mの区域内は1号区域）をいう。

特定建設作業の種類		届出の 要(○)否(ー)
くい打機を使用する作業		
1 もんけん（人力）		ー
2 アースオーガーのみ		ー
3 圧入式		○※3
4 バイブロハンマ等 アースオーガーと併用する場合		○
くい抜機を使用する作業		
1 油圧式		○
2 パイルエキストラクタ		○
くい打くい抜機を使用する作業		
1 圧入式		ー
2 その他		○
びょう打機を使用する作業 リベッチングハンマ		○
さく岩機を使用する作業 ※1 さく岩機（手持式のもの）		○
ブレーカーを使用する作業 ※1 ブレーカー（アイオン等）		○
空気圧縮機（定格出力15kw以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		○
コンクリートプラント（混練容量0.45 m ³ /回以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		○
アスファルトプラント（混練重量200 kg/回以上）を設けて行う作業		○
バックホウ（80kw以上）を使用する作業（低騒音型建設機械※2を除く）		○
トラクターショベル（70kw以上）を使用する作業（低騒音型建設機械※2を除く。）		○
ブルドーザー（40kw以上）を使用する作業（低騒音型建設機械※2を除く。）		○

※1：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日において当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2：一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（平成9年9月22日環境庁告示第54号）

低騒音型建設機械一覧表（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

※3：機種によっては届出対象外となるものがある。

出典：「騒音及び振動の規制基準等について」（京都市情報館ホームページ，令和1年9月閲覧）

「建設作業騒音の規制について」（京都府ホームページ，令和1年9月閲覧）

(2) 振動規制法

1) 特定工場等の規制基準

振動規制法に基づく地域の指定は表 2.3-24 に、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 2.3-25 に、振動規制法に基づく区域指定は図 2.3-5 に示すとおりである。

事業計画地は、振動規制基準の区分において第 2 種区域に指定されている。

表 2.3-24 振動規制法に基づく地域の指定

区域	地域の指定
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「振動規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」
(昭和61年4月1日京都市告示第5号，最終改正：平成30年3月30日京都市告示第659号，令和1年9月閲覧)

表 2.3-25 特定工場等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時から 午後7時まで	60 デシベル	65 デシベル
夜間	午後7時から 翌日の午前8時まで	55 デシベル	60 デシベル

備考

- この規制基準を適用する地域は、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 区域の区分は、振動規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所，医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの，図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は，当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあっては，昼間に限る。）とする。
- 「デシベル」とは，計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は，計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い，鉛直方向について行うものとする。この場合，振動感覚補正回路は鉛直振動特性を動特性は規格C1510に定めるものを用いることとする。
- 測定場所は，工場等の敷地境界線上とする。
- 振動の測定方法は，次のとおりとする。
 - (1)振動ピックアップの設置場所は，次のとおりとする。
ア緩衝物がなく，かつ，十分踏み固め等の行われている堅い場所
イ傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
ウ温度，電気，磁気等の外因条件の影響を受けない場所
 - (2)暗振動の影響の補正は，次のとおりとする。
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は，測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減じるものとする。
- 振動レベルの決定は次のとおりとする。
 - (1)測定器の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。
 - (2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，5秒間隔，100個又はこれに準ずる間隔，個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

出典：「振動規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和61年4月1日京都市告示第5号，令和1年9月閲覧)

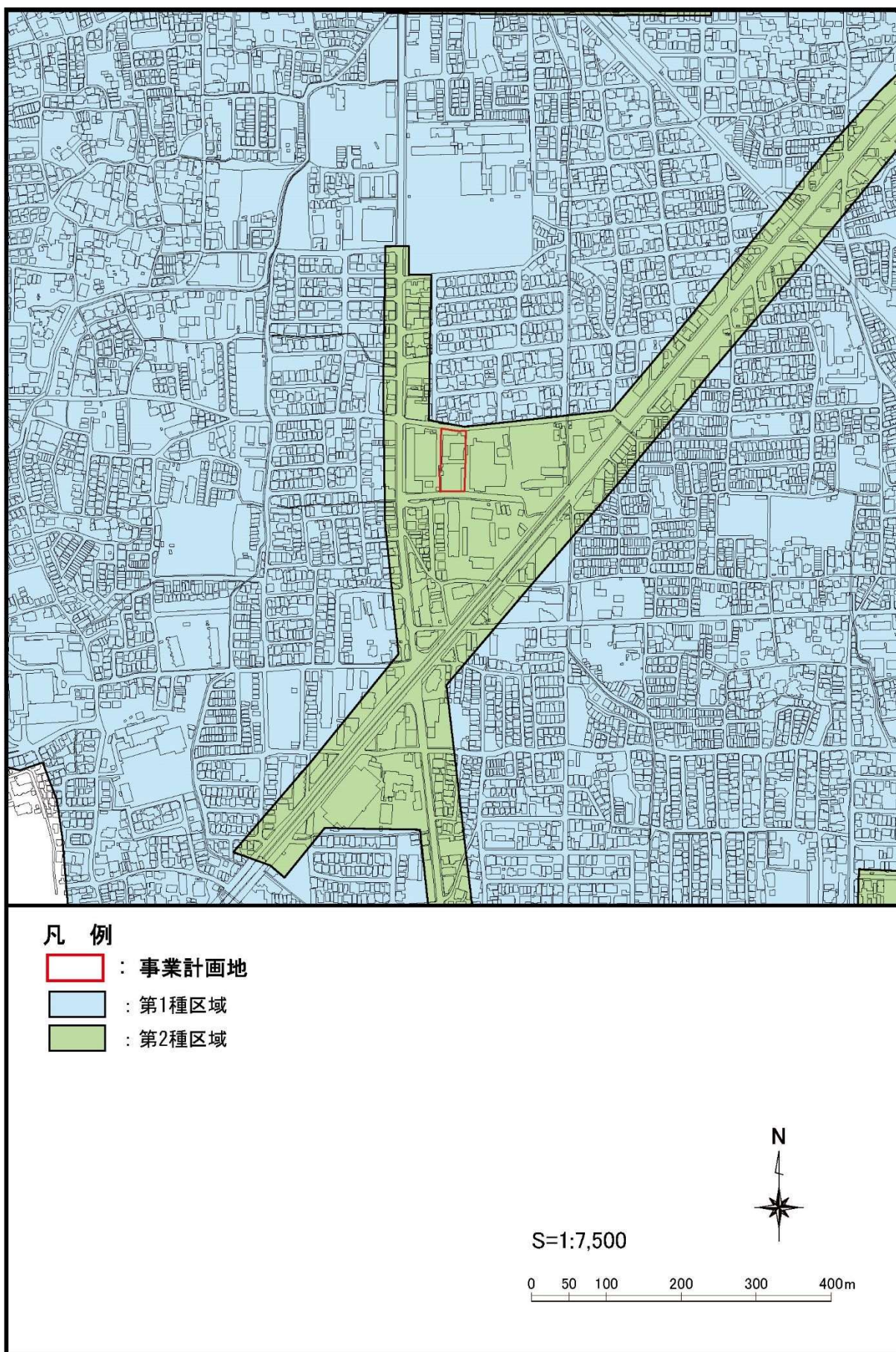


図 2.3-5 振動規制法に基づく区域指定

2) 道路交通振動の限度

振動規制法等に係る道路交通振動の限度（要請限度）は、表 2.3-26 に示すとおりである。

表 2.3-26 道路交通振動の限度（要請限度）

単位：デシベル

区域の区分	用途地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	第一種及び第二種低層住居専用地域， 第一種及び第二種中高層住居専用地域， 第一種及び第二種住居地域，準住居地域， 田園住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域， 工業地域	70	65

注) 第2種区域に所在する学校教育法第1条に規定する学校，児童福祉法第7条第1項に規定する保育所，医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの，図書館，老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は，本表の規定にかかわらず，本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号，平成27年4月20日環境省令第19号）

「振動規制法施行規則に基づく区域の区分等」（昭和61年4月1日京都市告示第7号，最終改正：平成30年3月30日 京都市告示第659号，令和1年9月閲覧）

3) 特定建設作業振動の規制基準

振動規制法では、著しい振動を発生する建設作業を特定建設作業と定め、指定地域内で特定建設作業を実施する者を対象に、特定建設作業の事前届出や特定建設作業の基準が定められている。特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）を、表2.3-27に示す。

事業計画地は近隣商業区域に指定されており、第1号区域である。

表 2.3-27 特定建設作業に伴って発生する振動の基準

区域区分※	振動の大きさ	作業のできない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜休日における作業
第1号区域	75 デシベル	午後7時から午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
第2号区域		午後10時から午前6時まで	14時間		

※：1号区域とは、工業地域・工業専用地域以外の用途地域、2号区域とは工業地域（ただし、学校、保育所、病院、図書館、養護老人ホームの周辺概ね80mの区域内は1号区域）をいう。

特定建設作業の種類		届出の要(○)否(-)
くい打機を使用する作業		
1 もんけん（人力）		—
2 アースオーガーのみ		—
3 圧入式		—
4 バイブロハンマ等 アースオーガーと併用する場合		○
くい抜機を使用する作業		
1 油圧式		—
2 パイルエキストラクタ		○
くい打くい抜機を使用する作業		
1 圧入式		—
2 その他		○
ブレーカーを使用する作業 ※1 ブレーカー（アイオン等）		○
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○
舗装版破碎機を使用する作業 ※1, ※2		○

※1：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日において当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2：舗装版破碎機とは、ハンマを落下させて舗装版を破碎するものをいう。

出典：「騒音及び振動の規制基準等について」（京都市情報館ホームページ，令和1年9月閲覧）

「建設作業振動の規制について」（京都府ホームページ，令和1年9月閲覧）

(3) 悪臭防止法

悪臭防止法に定める規制基準は表2.3-28とおりである。

表 2.3-28 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	特定悪臭物質	許容限度	
		敷地境界線(ppm)	気体排出口(m³N/h)
市街化区域及び市街化調整区域	アンモニア	1	q
	メチルメルカプタン	0.002	—
	硫化水素	0.02	q
	硫化メチル	0.01	—
	二硫化メチル	0.009	—
	トリメチルアミン	0.005	q
	アセトアルデヒド	0.05	—
	プロピオンアルデヒド	0.05	q
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	q
	イソブチルアルデヒド	0.02	q
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	q
	イソバレルアルデヒド	0.003	q
	イソブタノール	0.9	q
	酢酸エチル	3	q
	メチルイソブチルケトン	1	q
	トルエン	10	q
	スチレン	0.4	—
	キシレン	1	q
	プロピオン酸	0.03	—
	ノルマル酪酸	0.001	—
	ノルマル吉草酸	0.0009	—
	イソ吉草酸	0.001	—

事業場の排出口における規制基準は、環境省令で定める次の式により排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めたものである。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで q：流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
He：補正された排出口の高さ（単位 メートル）
Cm：法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和48年8月1日 京都市告示第104号、令和1年9月閲覧）

(4) 土壌汚染対策法

法第4条第1項に基づき、一定の規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質の変更届出書を提出する必要がある。(令和1年9月閲覧)

(5) アスベスト(石綿、特定粉じん)に関する法令等

本事業においては、既存建築物の解体を実施するため、大気汚染防止法、建設リサイクル法、石綿障害予防規則により当該建築物等におけるアスベストの使用の有無を事前に確認することが義務付けられており、十分な調査を行う必要がある。使用が確認された場合には、大気汚染防止法等に基づく必要な届出(特定粉じん排出等作業実施届出)を行うとともに、定められた飛散防止対策を行う必要がある。(令和1年9月閲覧)

(6) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(昭和29年8月12日 条例第21号(平成30年4月1日施行))において、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持を図るために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とし、京都市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにし、廃棄物の発生抑制等を促進するとともに、自ら廃棄物の発生抑制等を推進するために必要な措置が掲げられている。(令和1年9月閲覧)

なお、本事業は延床面積1,000m²以上の新築・改築建築物にあたるため、事業用大規模建築物減量計画書の届出が必要である。(令和2年1月閲覧)

(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成14年5月30日施行)における対象建設工事(建物解体80m²以上及び建築物新築・増築500m²以上)に該当するため、届出が必要となり、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている「コンクリート」、「アスファルト」、「木材(特定建設資材)」を現場で分別すること、分別解体をすることによって生じたコンクリート廃材、鉄筋コンクリート廃材等、アスファルト廃材、廃木材(特定建設資材廃棄物)について再資源化を行うことなど、計画的に工事を施工することが義務付けられている。(令和1年9月閲覧)

(8) 京都市地球温暖化対策条例

「京都市地球温暖化対策条例」(平成 22 年 10 月 12 日公布)では、市域からの温室効果ガス排出量を平成 2 年(1990 年)度比で、平成 42 年(2030 年)度までに 40%削減、平成 32 年(2020 年)度までに 25%削減するという目標が掲げられている。

なお、本事業は延床面積 2,000m²以上、敷地面積 1,000m²以上の新築・改築建築物にあたるため、下記の規定が課される。(令和 1 年 9 月閲覧)

【主な義務規定】

- ・建築物排出量削減計画書の届出
- ・地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置
- ・CASBEE 京都に基づく建築物環境配慮性能の表示
- ・緑化計画書の届出

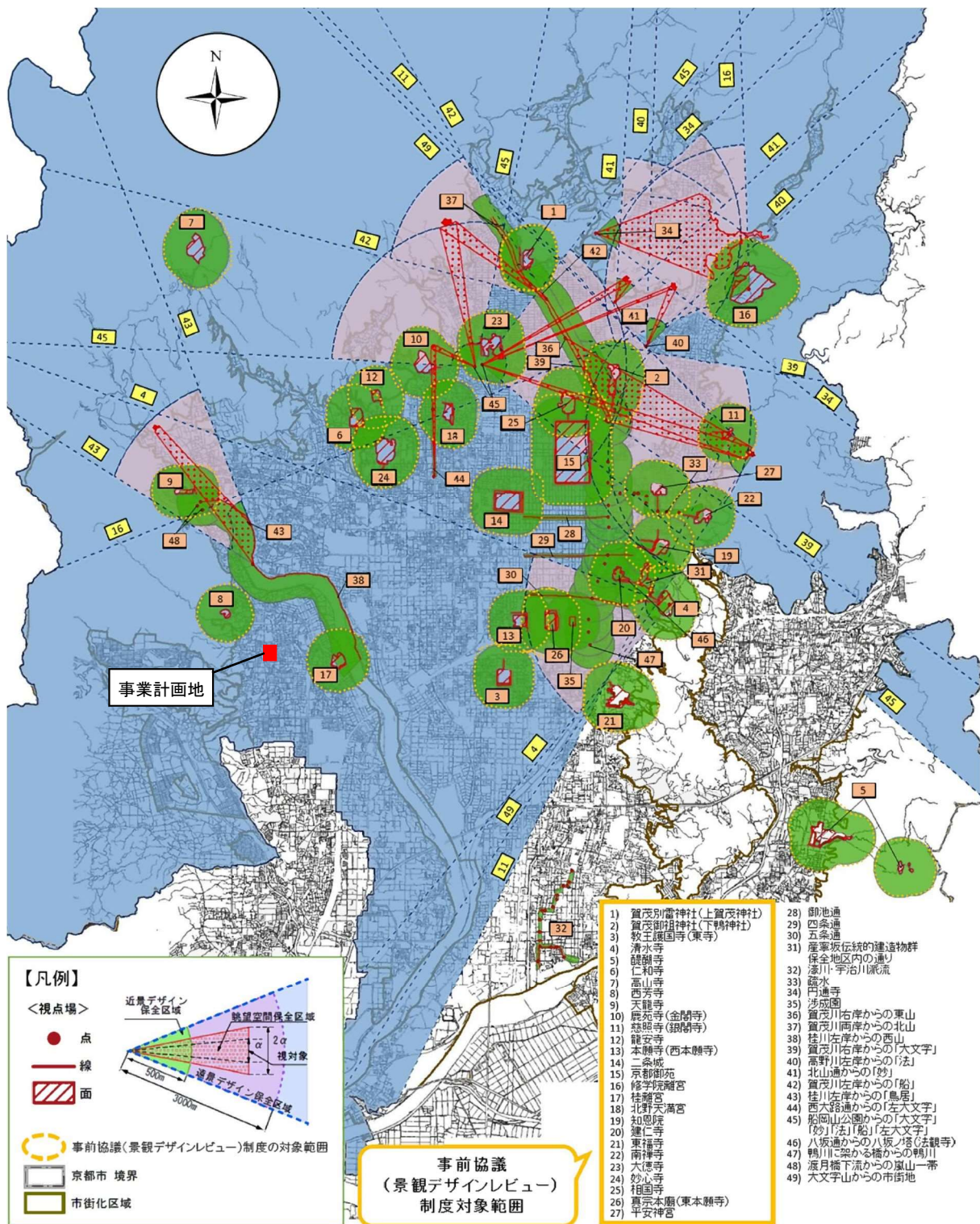
(9) 景観に関する法令等

事業計画地は、景観法に基づく京都市景観条例において、景観計画区域（建造物修景地区）として、山ろく型建造物修景地区に指定されており、本事業は中・高層建築物に該当し、その基準は表 2.3-29 に示すとおりである。また、眺望景観創生条例に基づく眺望景観保全地域のうち、建築物等の色彩に規制のかかる遠景デザイン保全区域 A（清水寺・慈照寺(銀閣寺)・大文字山からの市街地）に該当しており、視点場から視認することができる建築物等の外壁、屋根等の色彩は、優れた眺望景観を阻害しないものとされている。(図 2.3-6 参照)

表 2.3-29 建造物修景地区（山ろく型建造物修景地区）の基準

	部位	基準
中・高層建築物	屋根	・勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものは、この限りでない。
	屋根材等	・日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	・公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせる等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

出典：「建造物修景地区における良好な景観の形成のための行為の制限」((京都市情報館ホームページ, 美観・修景地区関係, 令和 1 年 9 月閲覧)

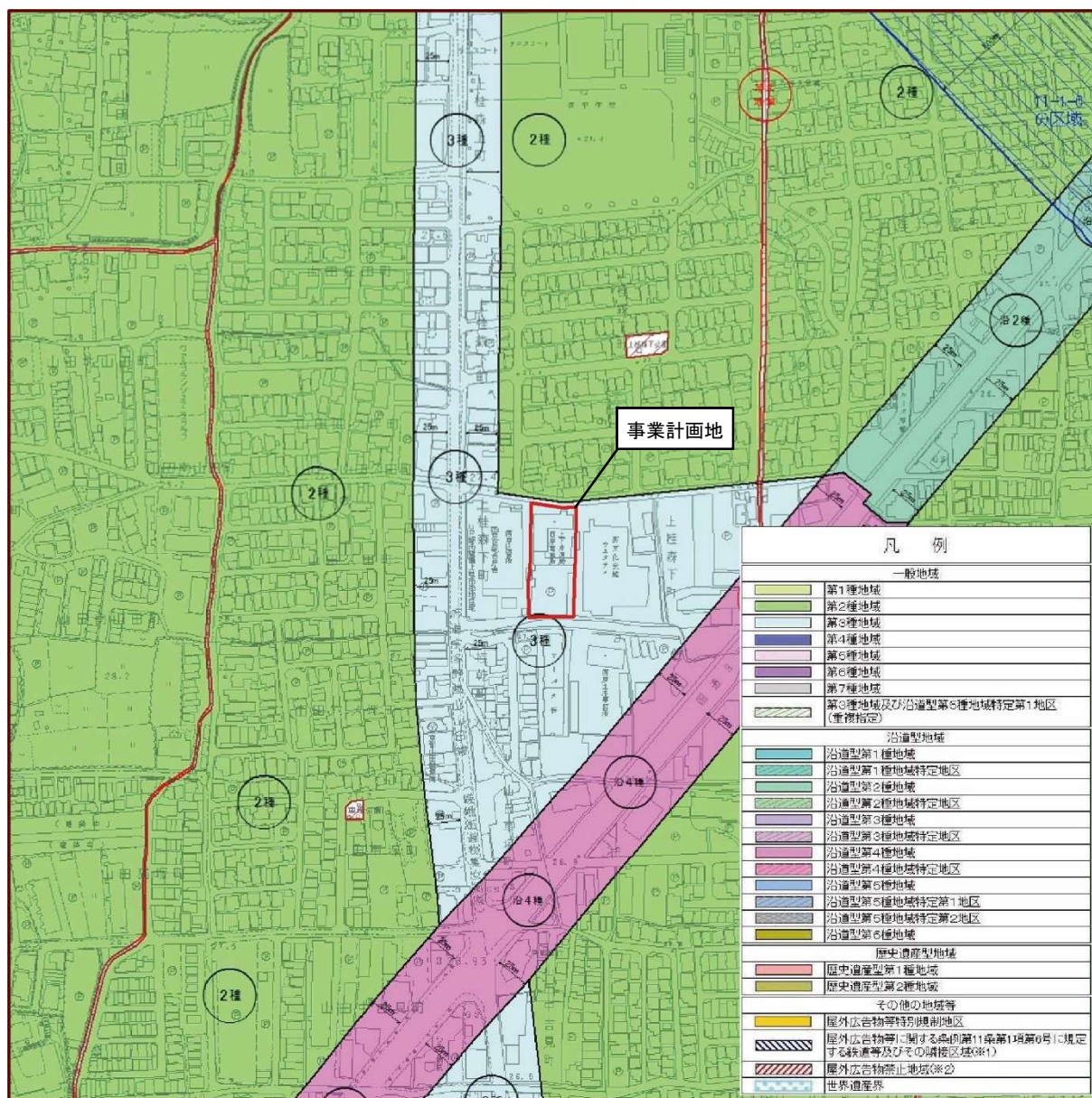


出典：「京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観保全地域図」（京都市情報館ホームページ，眺望景観保全地域図，令和1年10月閲覧）

図 2.3-6 眺望景観保全地域図と事業計画地

(10) 京都市屋外広告物等に関する条例

図 2.3-7 に示すとおり，事業計画地は京都市屋外広告物等に関する条例により第 3 種地域に指定されている。



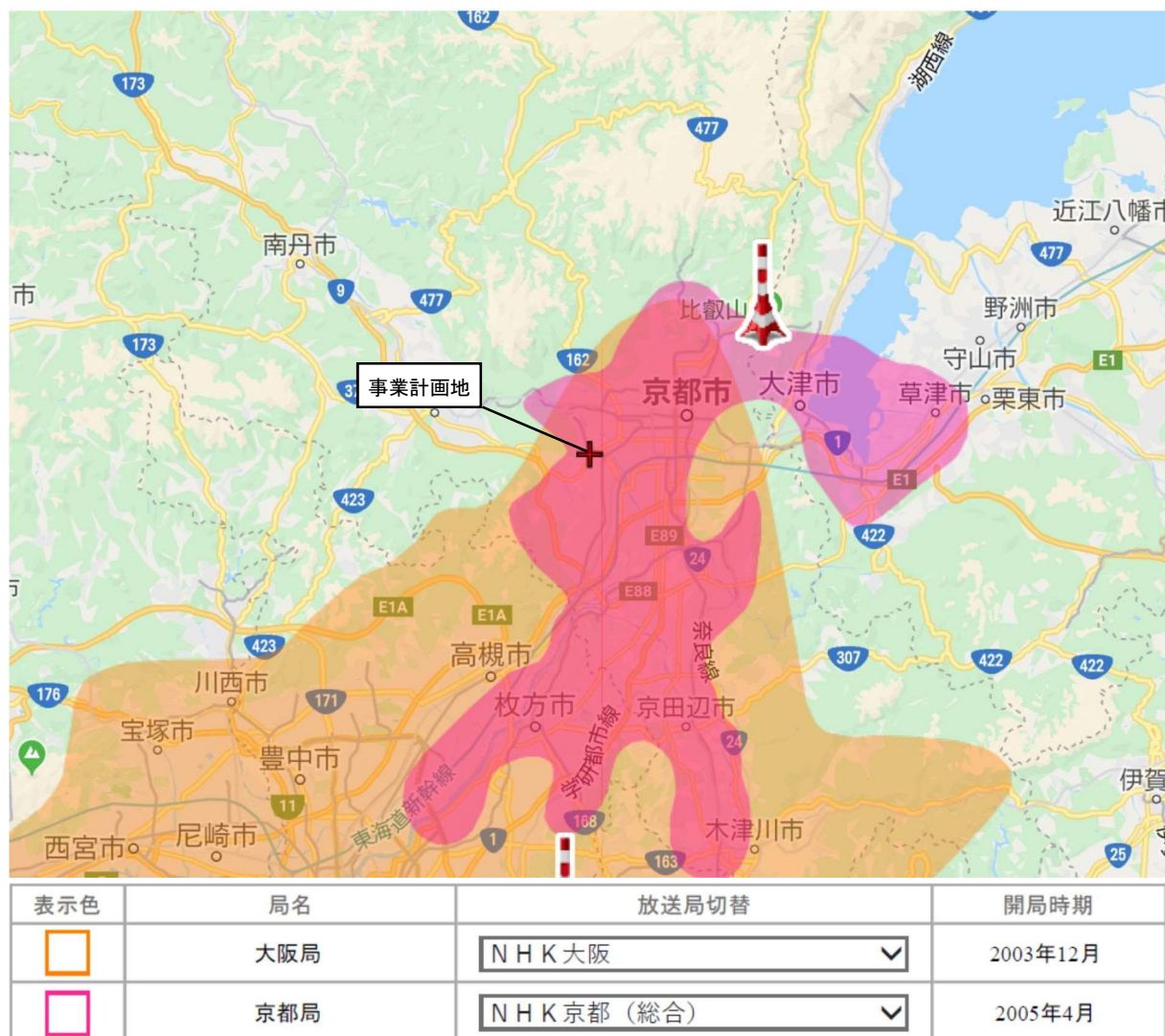
出典：「京都市都市計画情報等の検索」(京都市ホームページ，令和1年9月閲覧)

図 2.3-7 事業計画地における京都市屋外広告物等に関する規制状況

(11) 電波障害

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例（平成 11 年 4 月 条例第 1 号(平成 30 年 10 月 26 日施行)）によると、「テレビジョン受信障害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、受信の状態の調査を行い、その被害を受け、又は受けるおそれがある者と協議したうえ、共同の受信設備の設置その他テレビジョン受信障害を防止し、又は解消するために必要な措置を講じること」とされている。

事業計画地及びその周辺は、図 2.3-8 に示すとおり、京都局、大阪局のエリアに入っており、電波障害が生じる可能性がある。



出典：「放送エリアのめやす」（一般社団法人放送サービス高度化推進協会ホームページ，令和 1 年 10 月閲覧）

図 2.3-8 地上デジタルテレビ放送のエリアの目安

(12) 日影規制

事業計画地は近隣商業地域(容積率 80%)に指定されており、また、事業計画地の北側には第一種低層住居専用地域が近接していることから、日影については表 2.3-30 に示す 1 及び 4 の規制を受ける。

表 2.3-30 日影の法規制を受ける建築物及び規制される日影時間

2018 年 4 月 2 日現在

用途地域		指定されている容積率	5m を超え 10m 以下の範囲	10m を超える範囲	制限を受ける建築物	日影を測定する水平面の高さ
1	第一種低層住居専用地域	50%, 60% の区域	3 時間	2 時間	軒の高さが 7m を超えるか、又は地上 3 階以上の建築物	平均地盤面から 1.5m の高さ
	第二種低層住居専用地域	80%, 100% の区域	4 時間	2.5 時間		
2	第一種中高層住居専用地域	150% の区域	3 時間	2 時間	高さが 10m を超える建築物	平均地盤面から 4m の高さ
		200% の区域	4 時間	2.5 時間		
	第二種中高層住居専用地域	300% の区域	5 時間	3 時間		
3	第一種住居地域	200% の区域	4 時間	2.5 時間		
	第二種住居地域 準住居地域	300% の区域	5 時間	3 時間		
4	近隣商業地域 準工業地域	全ての区域	5 時間	3 時間		

注 1) 京都市では日影図を作成するときの緯度・経度は、全般について、緯度は 35 度 01 分、経度は 135 度 44 分（京都地方気象台の位置）で統一して設定している。

注 2) 京都市では、建築基準法とは別に「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」を定め、上記以外の商業・工業地域内でも高さが 17m を超える建築物には、敷地の境界線から水平距離 5m を超える範囲に 5 時間の規制がある。なお、規制されない条件もある（条例（施行規則第 9 条））を参照。

出典：「日影規制について」（京都市情報館ホームページ，令和 1 年 8 月閲覧）

(13) 京都市駐車場条例

本事業は特定用途の建築物に該当し、付置義務駐車施設の設置及び届出が必要である。ただし、公共交通利用促進措置は非該当である。（令和 1 年 9 月閲覧）

(14) 京都市自転車等放置防止条例

本施設は本条例の自転車駐車場の付置義務施設に該当する。（令和 1 年 12 月閲覧）

(15) 防火区域

図 2.3-9 に示すとおり、事業計画地の南東に位置する国道 9 号から東側(西側 25m 含む)は準防火地域に指定されているが、事業計画地及びその近傍は指定されていない。（出典：「京都市都市計画情報等の検索」（京都市情報館；京都市ホームページ，令和 1 年 8 月閲覧）

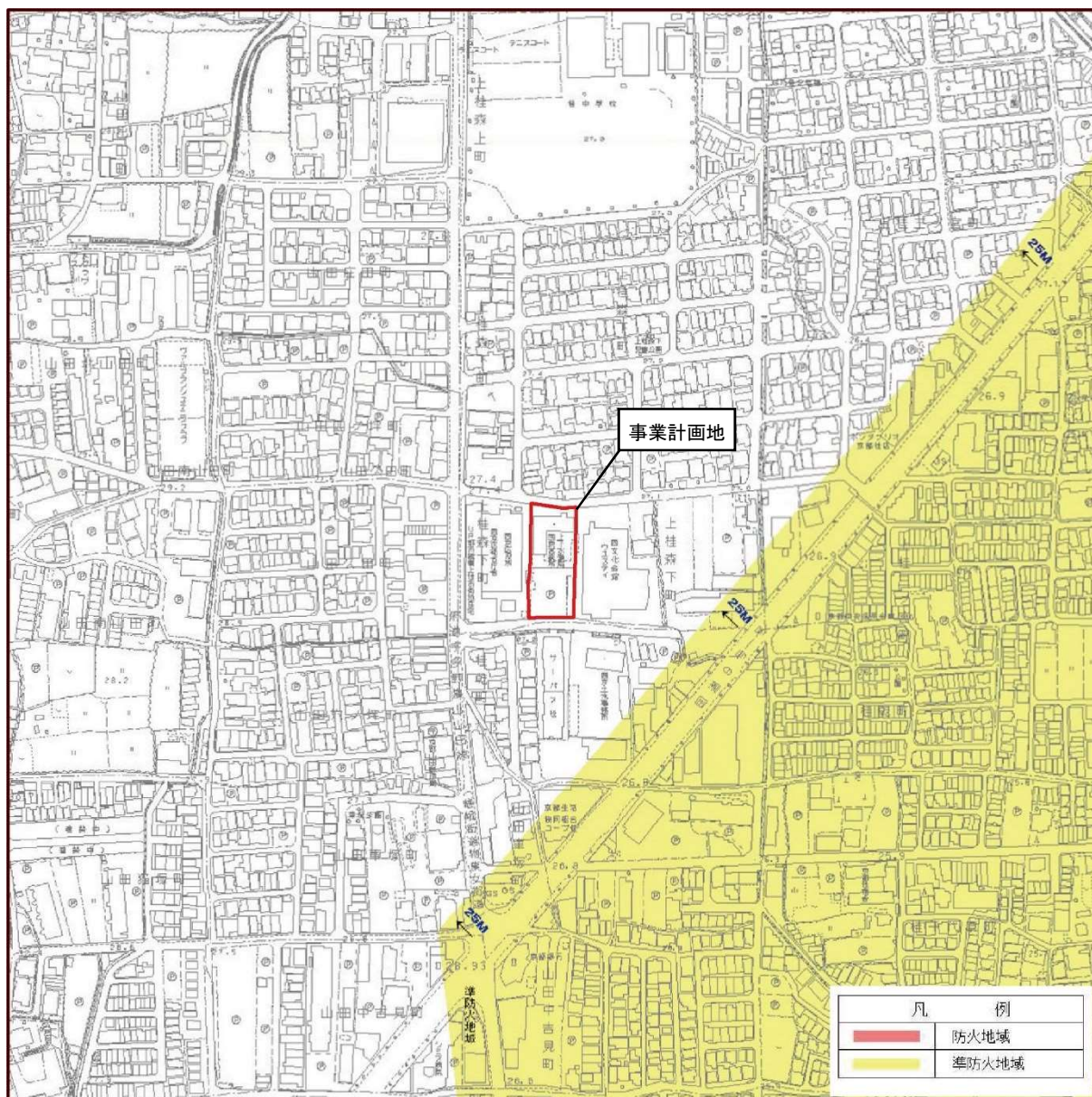


図 2.3-9 事業計画地における防火地域の規制状況

(16) 水害

京都市水害ハザードマップ（西京区）によると、事業計画地は洪水浸水想定区域には指定されていない。（出典：「京都市水害ハザードマップ（西京区）」（京都市情報館；京都市ホームページ，令和 1 年 8 月閲覧）

(17) 土砂災害

事業計画地は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていない。（京都市情報館；京都市ホームページ，令和 1 年 8 月閲覧）

第3章 複数案の検討

3.1 複数案の概要

本事業における配慮書案の複数案の検討にあたっての制約事項は以下のものがあげられる。

- ①敷地の狭小と敷地形状が短冊形のため、建物の配置は限定される。
- ②日影規制と高度地区による高さ規制（20m）により、建物の高さに係る形態（例えば低、中層の選択肢）には選択の余地がない。

従って事業の実施場所や建物の配置、建築面積や床面積、建物の高さなどに係る明白な差異を比較する複数案の設定はできないことから、本事業は技術指針に示される「位置・規模に関する複数案の設定が困難な事業」に該当する。なお、当該事業を実施しない案(ゼロ・オプション)に関する検討は、現実的でないため、本配慮書では設定しない。

そこで、本事業における複数案については、第2章までの状況を踏まえつつ、同じ建物ボリュームを前提条件とし、建物の形態・設備機器の配置の違いによる影響を予測・評価するものとした。なお、本事業は1期と2期工事による段階整備であるが、2期工事には変更が生じる可能性が高く、複数案は現段階における想定である。

また、本事業においては令和元年8月から10月にわたり4回の区民によるワークショップが開催され、施設計画に対して一定の方向性を示されていることから、その結果も考慮している。

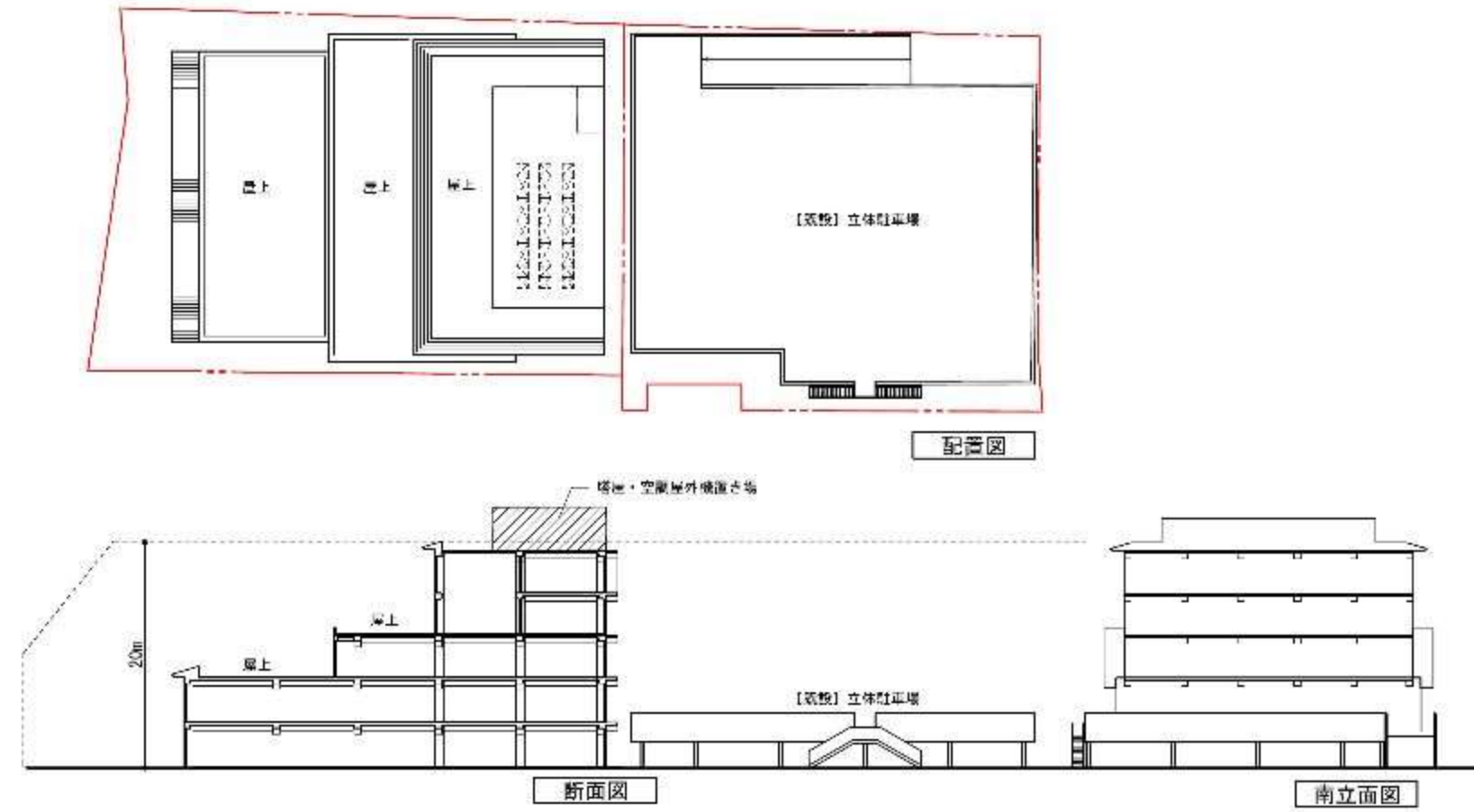
複数案の概要は、表3.1-1及び図3.1-1~図3.1-2に示すとおりである。

表 3.1-1 複数案の概要

A 案	① 屋上形態に係る工夫	・陸屋根を採用するが、屋上四周のパラペット部分に勾配形態を採用し、勾配屋根に類似するイメージにより屋上景観に配慮する。これは、ガイドラインに定められる必要最低限の措置である。
	② 屋上設備機器の配置に係る工夫	・頂部屋上に設置するが、高さを規制値内に抑え、ルーバー等により隠して修景する。 ・太陽光発電パネル約 15kW(2期工事時)を屋上に設置する。
	③ その他の工夫	・低層部の屋上は緑化措置に加え、同じくパラペット部分に勾配形態を採用する。
B 案	① 屋上形態に係る工夫	・A 案と同様に陸屋根を採用するが、屋上パラペット部分から下降する勾配屋根を四周にできるだけ大きく確保する。
	② 屋上設備機器の配置に係る工夫	・分散配置により頂部屋上への設置を避けた工夫をする。 ・太陽光発電パネル約 30kW(2期工事時)を屋上に設置する。 (A 案の規模(15kW)との差は、空調室外機の配置場所が異なるため屋上設置スペースに大小が生じるため)
	③ その他の工夫	・A 案と同様に低層部の屋上景観に配慮したうえで、立面四面に「屋根部-中間部-基壇部」による三層構成を明確に顕わして直立する壁面の分節化を図る。 ・1期工事終了時の南側壁面に現れる梁や床の増築用端部をルーバーや緑化により隠して修景する。

1期完成時

縮尺 1/600



2期完成時

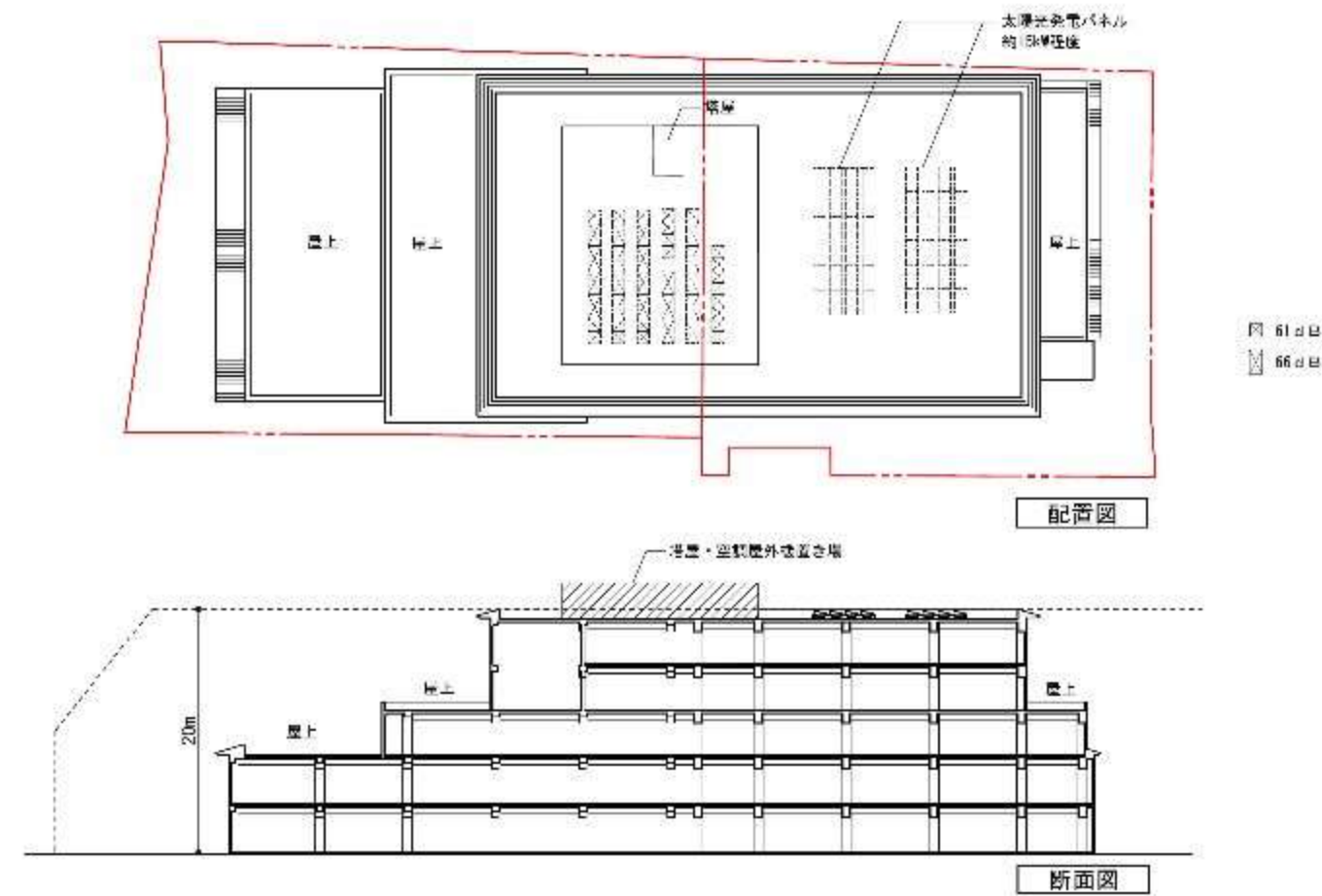
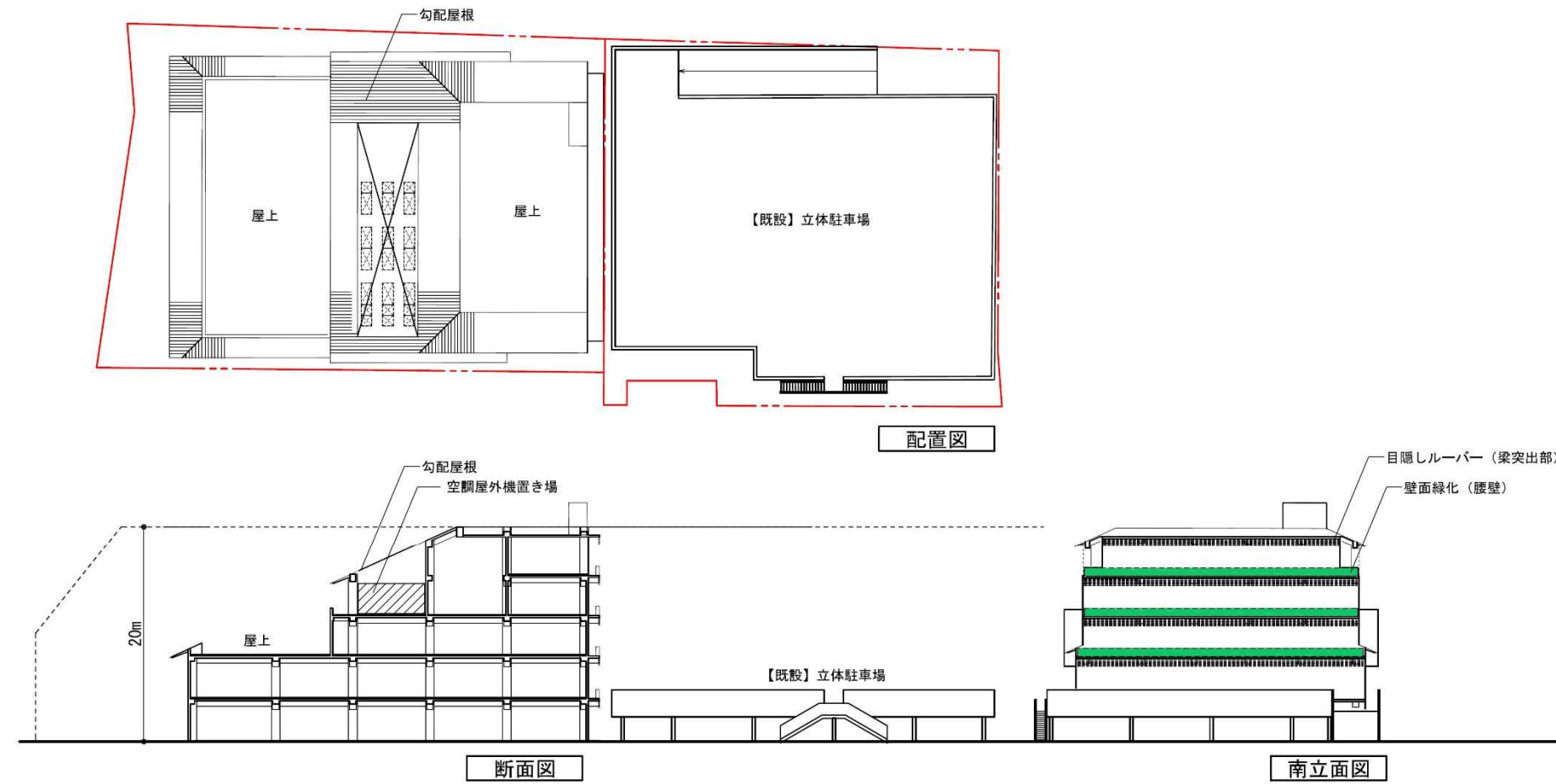


図 3.1-1 建物の形態及び設備の配置(A 案)

1期完成時

縮尺 1/600



2期完成時

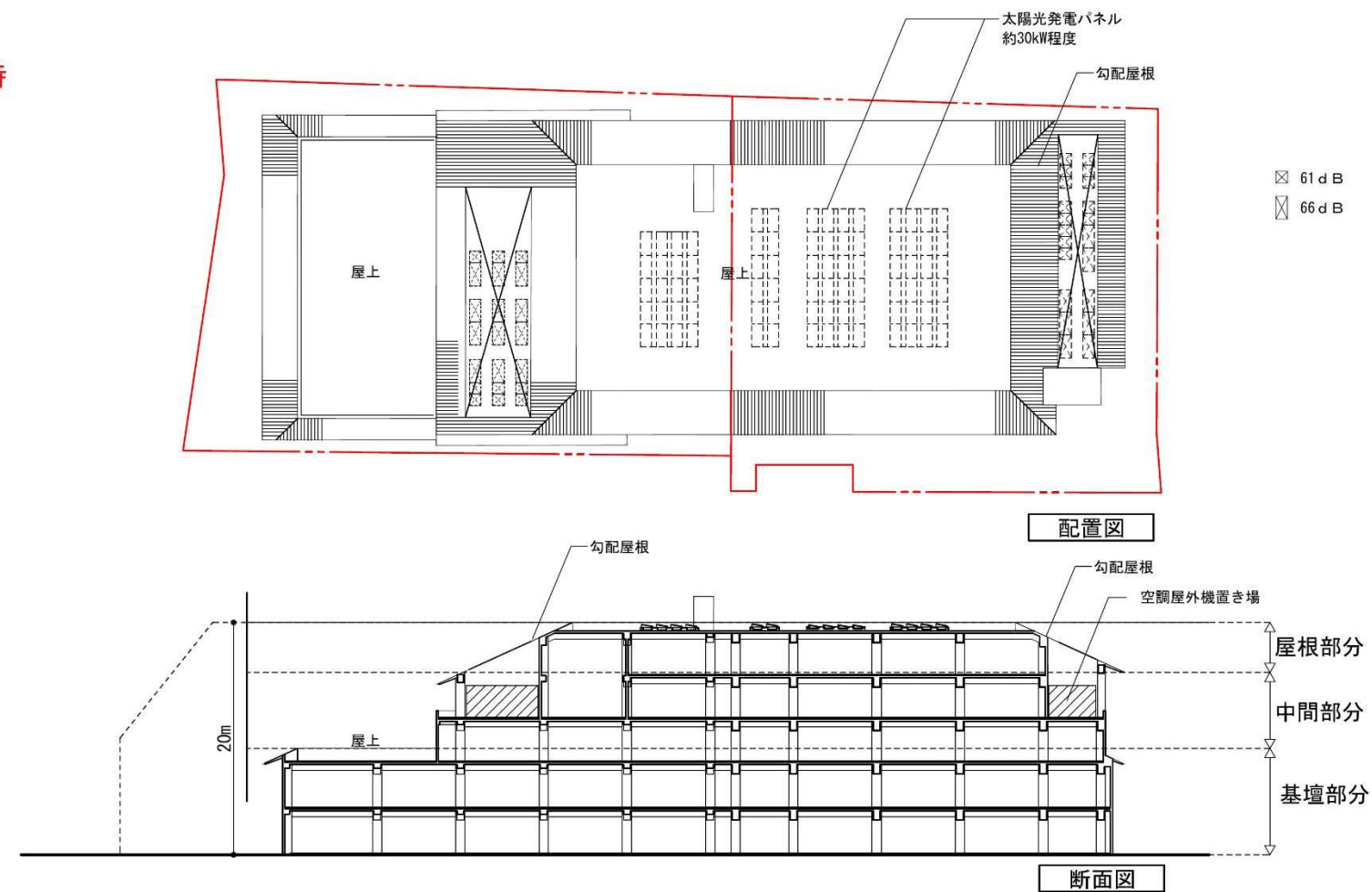


図 3.1-2 建物の形態及び設備の配置(B 案)

3.2 環境影響要因及び環境要素関連表

現時点における事業計画から環境に影響を及ぼすと想定される環境要素及びその選定理由を、表 3.2-1 に示す。

表 3.2-1 環境影響要因及び環境要素関連表

環境要素		環境要因	工事	存在	供用	選定理由
大気環境	大気質		○			- 建設機械の稼働，工事車両の走行による大気質，騒音，振動の影響が想定される。 - 供用後，空調機器の稼働による室外機の騒音の影響が想定される。なお，類似事例から低周波音の影響は想定されない。
	騒音・低周波音		○		●	
	振動		○			
	悪臭					悪臭を発生する行為はない。
水環境	水質(地下水を除く)					工事，供用時の排水は公共下水道を利用するため影響は想定されない。
	水底の底質					
	地下水の水質及び水位		○	○		地下構造となることから，工事及び存在において地下水の水質及び水位に影響が想定されるが，可能性は低い。
土壌に係る環境	地形・地質		○	○		- 地下構造となることから，工事及び存在において地形・地質，地盤に影響が想定されるが，可能性は低い。 - 事業計画地は土壌汚染の要因となるものを使用した可能性は低い。
その他の環境	地盤		○	○		
	土壌					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					動物相，植物相，生態系に大きく変化を及ぼす想定はない。
	植物					
	生態系					
人と自然等との豊かな触れ合い	景観			●		現有施設から建物が置き換わることから景観に影響がある。
	人と自然との触れ合いの活動の場					事業計画地及びその周辺は市街地であり特に影響は想定されない。
	文化財					埋蔵文化財包蔵地外である。
環境への負荷	廃棄物等		○		○	- 建設にともなう廃棄物（解体建物，残土等）が発生する。 - 供用後において，廃棄物の発生が想定される。
	温室効果ガス等		○		●	- 建設機械，工事車両等から温室効果ガスの発生が想定される。 - 太陽光発電設備を設置することから電力消費が抑制され，結果，温室効果ガスに対してプラスの影響が想定される。
人の生活に密接に関わる生活環境の保全	風害			○		建物形状により，近隣に影響を及ぼす可能性がある。
	電波障害			○		
	日照障害				○	建築物の存在に伴い，日照を阻害する可能性がある。
	交通安全		○		○	- 工事車両による交通量増加による影響の可能性はある。 - 供用後の来庁者による車利用による影響の可能性はある。

●：影響を受けるおそれのある環境要素で複数案の検討対象とするもの（計画段階環境配慮の対象）

○：影響を受けるおそれがあるものの，いずれの案であっても差がない環境要素（計画段階環境配慮の対象外）

3.3 現状と予測

3.3.1 騒音

(1) 現状

事業計画地及びその周辺の主な騒音源は、道路交通によるものである。表 2.2-6 (p.28) に示すとおり、事業計画地の最寄り（京都府道 29 号線（宇多野嵐山山田線）：山田畑田町）の道路騒音測定結果は環境基準(70dB)を達成している。

騒音の拡散場として、事業計画地の北側は第 1 種低層住居専用地域に指定されており、環境保全基準値は、昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下となっている。また、南側の道路を挟んで新施設と同程度の高さのマンションが立地している。

なお、低周波音については、事業計画地周辺における発生源及び苦情は確認されていない。

(2) 予測

供用後(2 期工事終了後)における空調の室外機の設置位置の違いによる南北の住宅等への影響の程度の差を予測した。現時点で想定する空調の室外機の規模、数量等を表 3.3-1 に、設置位置を図 3.1-1 (A 案) 及び図 3.1-2 (B 案) に、音源と受音点の関係を図 3.3-1 に示す。

音源側の騒音レベル(空調室外機のパワーレベル)は、両案のそれぞれの設置台数の差から、エネルギー的に B 案はそれぞれ A 案の約 1/2(騒音レベルでは約-3dB)と予測された。

また、受音点(住宅の敷地境界点)の騒音レベルは、音源と受音点までの水平距離減衰量の差を見ると、北側の境界点では A 案(33.6dB)のほうが B 案(30.1dB)より 3.5dB、南側の境界点では A 案(34.2dB)のほうが B 案(24.6dB)より 9.6dB 大きいとそれぞれ予測され、A 案のほうが優位である。しかし、騒音は壁等により遮音、回折減衰することから、受音点ではさらに騒音レベルは下がることが予測され、受音点での総合的な騒音レベルは、A 案、B 案ともに一般的な生活環境上の騒音レベルと同程度になると予測される。

なお、新施設の南側には道路を挟み新施設と同程度の高さのマンションが位置しており、高層階になるほど回折効果が減少するため、高層階への騒音の影響を配慮する必要があると予測される。

表 3.3-1 空調の室外機設置の諸元及び距離減衰量

項目		A 案	B 案	
設置場所		屋上のほぼ中央部	4F 北側ベランダ	4F 南側ベランダ
設置面高さ		約 20m	約 12m	
設置数量	66dB ^{※1}	20 台	北側 12 台	南側 8 台
	61dB ^{※1}	22 台	北側 9 台	南側 13 台
発生源パワーレベル ^{※2}		80.3dB	77.7dB	76.8dB
音源の高さ		設置面から 1.5m と想定		
遮音対策		3m (囲い)	3m (壁)	
音源と遮音壁までの距離		約 7.8m	約 4.7m	約 1.5m
北側住宅敷地境界までの距離 ^{※3}		約 48m	約 32m	約 82m
南側住宅敷地境界までの距離 ^{※3}		約 51m	約 67m	約 17m
距離減衰量 ^{※4}	北側境界 ^{※5}	33.6 dB	30.1 dB	—
	南側境界 ^{※5}	34.2 dB	—	24.6 dB

※1：想定室外機 1 台当たりの機側 1m の騒音パワーレベル(出典：メーカー資料)

※2：室外機設置台数の全体の騒音パワーレベル

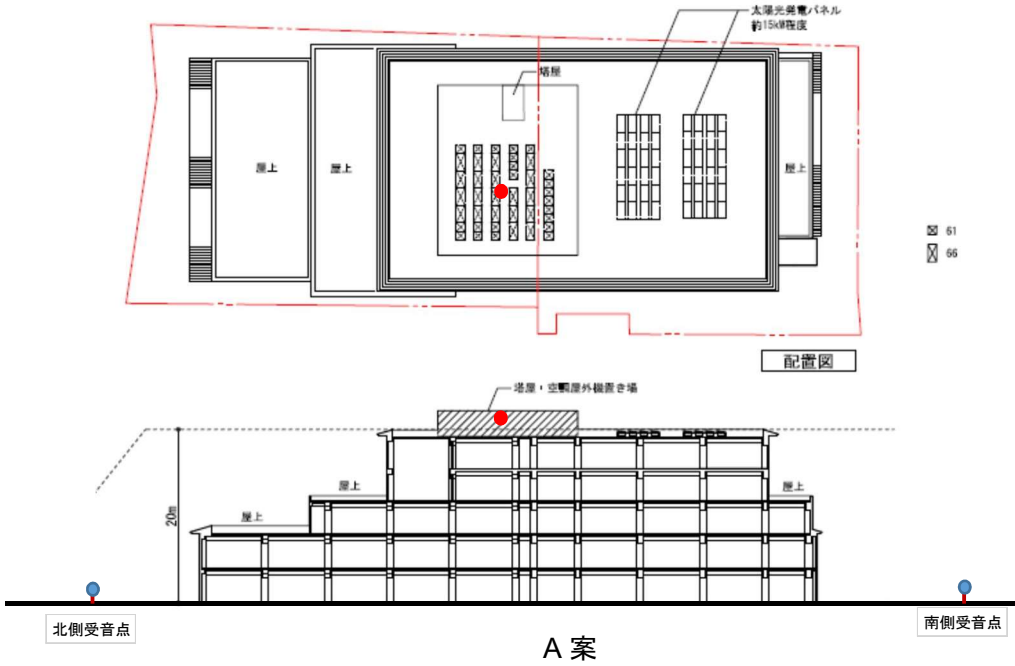
※3：室外機設置区域の中央からの水平距離

※4：水平距離による減衰量(回折減衰等は含まず)

※5：敷地境界から音源までの距離を室外機を設置する区域の中心点との距離で代表して算出した距離減衰の値

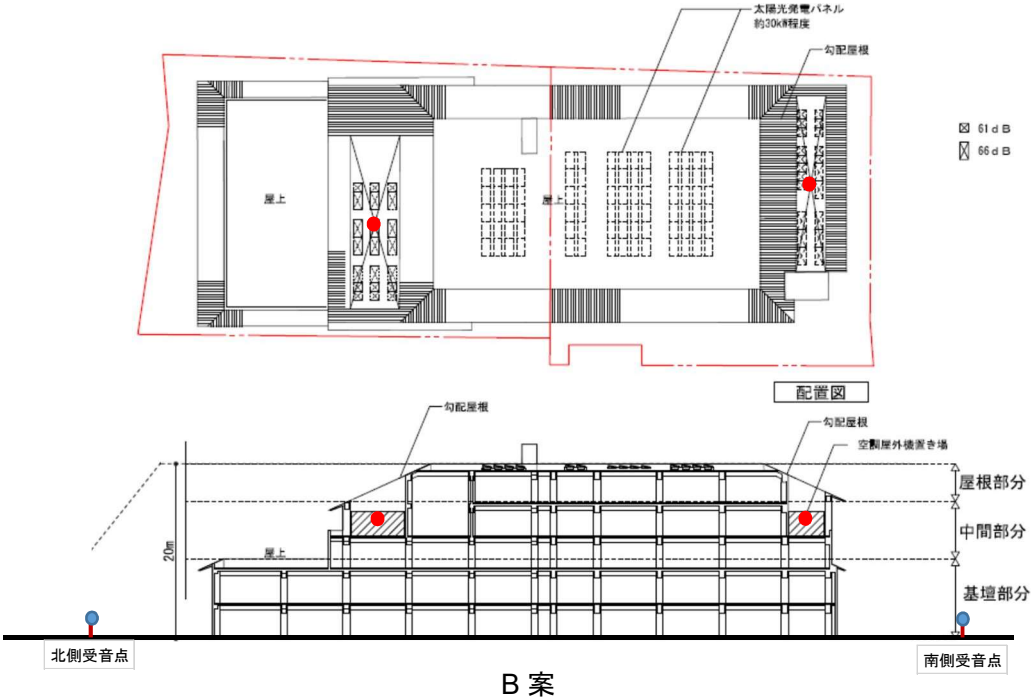
注) ：建物自身が遮蔽物となり，それぞれ反対側の敷地境界には影響がないことを示す。

● :音源位置(範圍內中央)



A 案

● : 音源位置(範圍內中央)



B 案

図 3.3-1 2 期工事終了後の音源及び受音点の関係

3.3.2 景観

(1) 現状

図 1.5-1(p.9)及び図 1.5-2(p.10)に示とおり事業計画地の北側と南側は道路，西側は現区役所・住宅ビル，東側は西文化会館ウエスティとなっているが，高層建築物が密集していない地域であることから比較的開けた印象となっている。なお，北側は道路を挟んで低層の住宅地となっており，また，南側には道路を挟んで，新施設の正面に 7 階建てのマンションが 1 棟立地している。

(2) 予測

1) 予測時期

本事業は計画建物の建設を 15 年程度の間隔をあける 2 段階による整備であることから，予測時期は 1 期工事終了時と 2 期工事終了時それぞれ複数案を比較した。

2) 比較方法

比較は，複数案について CG により計画建物と隣接する現存建物をそれぞれ表現し，設定した視点からの景観の状況について比較評価を行った。

3) 視点場及び選定理由

事業計画地の南北の両面は道路と接し，この 2 つの道路は事業計画地の西側に位置する幹線道路「京都府道 29 号線」に直接接続しており，本施設への主要アクセスルートである。従って，これらの結節点では，多くの人々が本施設を見ることになるので，2 箇所（北西側，南西側）とも近景の視点場(H=1.5m（目線レベル）)として設定した。

また，計画建物の全体像の比較に加え，両隣の現存建物を含める建物群としての見え方を比較するため，中景の視点場として家屋の 2 階高さをイメージした視点（H=6.0m）を北東側，南東側の 2 箇所に設定した。

なお，近景の視点場は，事業計画地から西側，一方中景の視点場は東側に設定されており，双方に南・北両面を加える 4 方向から計画建物を見て確認するものとした。

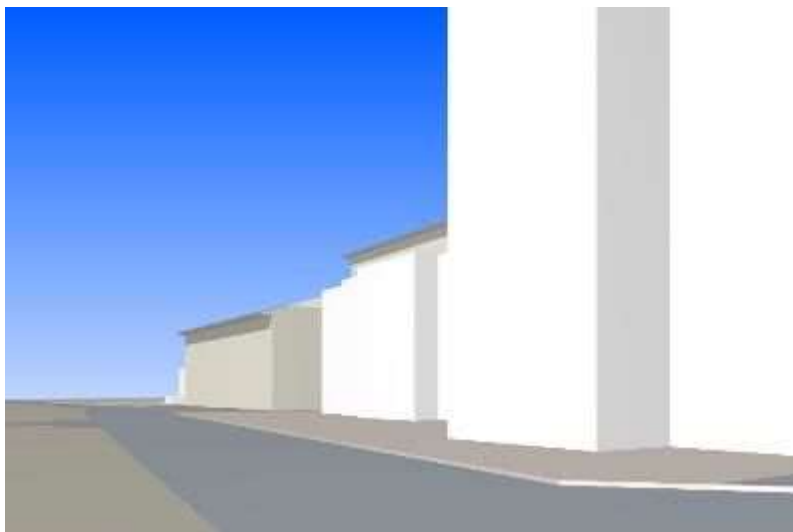
4) 予測結果

複数案に対する予測結果を表 3.3-2～表 3.3-3 及び図 3.3-2～図 3.3-3 に示す。

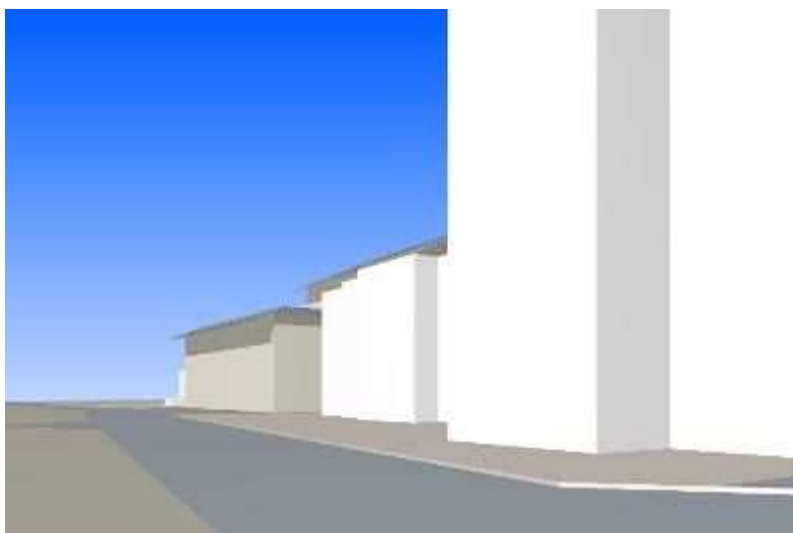
表 3.3-2 近景の予測結果（視点場：北・南両面いずれも西側道路上 H=1.5m）

工期	視点	予測結果
一期工事終了時	北西側	計画建物は、日影規制により階段状に壁面が後退するため、視野に入る前面部分は A・B 両案共に現存する「上下水道局西京営業所」の建物高さと同程度であり、整備前後に圧迫感の差異は生じないと予測される。 図 3.3-2(1)参照
	南西側	事業計画地の南側は、現存する立体駐車場施設がそのまま残るため、見え方は A・B 両案共に現況のままである。 図 3.3-2(2)参照
二期工事終了時	北西側	南側の増築部分は視野に入らないため、見え方は A・B 両案共に 1 期工事終了時と同じである。 図 3.3-2(3)参照
	南西側	- 現況は、事業計画地の両隣に現存建物の大きな壁面（高さ 20m）が並ぶが、立体駐車場施設が低層であるため、2 棟の間隔は広く感じられる。 - A・B 両案共に日影規制が影響しない南側では、高度地区規制の限度高さ（20m）を計画建物は確保することから、整備後は、現存のこれらの棟間に計画建物の壁面が現れるため圧迫感は増すが、前面道路の幅員（8m+水路 1.5m=9.5m）が広いことを考慮するとその沿道景観に著しく弊害をもたらすものではないと予測される。 - A・B 両案共に南側壁面の分節化を図っているが、4F 以上の壁が後退する A 案の効果が B 案にやや勝ると予測される。 図 3.3-2(4)参照

A 案 1 期工事終了時 (視点場：北西側道路上 H=1.5m)



B 案 1 期工事終了時 (視点場：北西側道路上 H=1.5m)

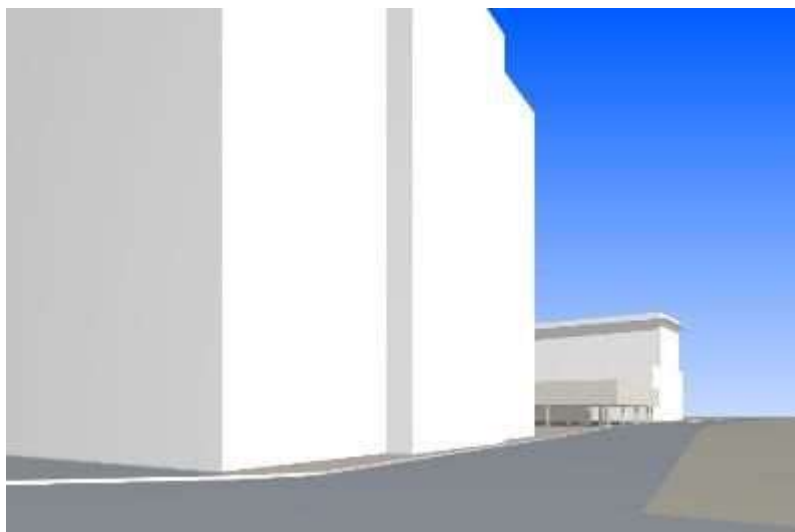


現況 (視点場：北西側道路上 H=1.5m)

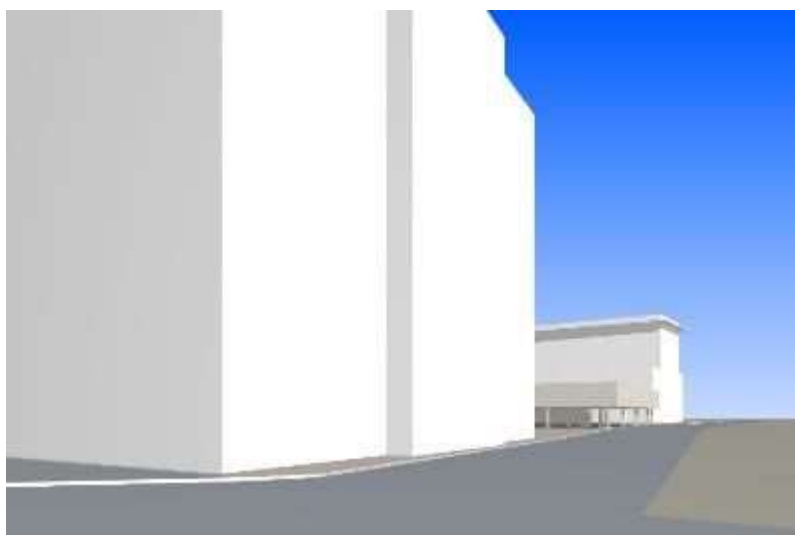


図 3.3-2(1) 近景の予測結果 (1 期工事終了時, 視点場：北西側路上)

A 案 1 期工事終了時 (視点場：南西側道路上 H=1.5m)



B 案 1 期工事終了時 (視点場：南西側道路上 H=1.5m)

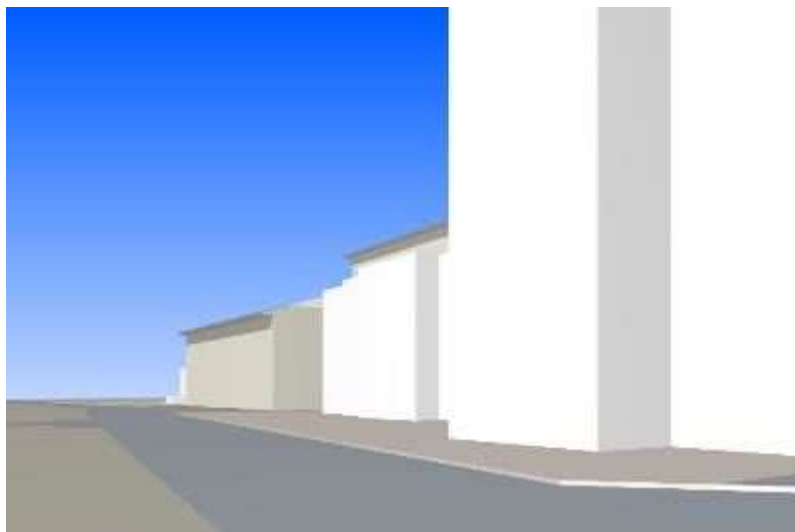


現況 (視点場：南西側道路上 H=1.5m)



図 3.3-2(2) 近景の予測結果 (1 期工事終了時, 視点場：南西側路上)

A 案 2 期工事終了時 (視点場：北西側道路上 H=1.5m)



B 案 2 期工事終了時 (視点場：北西側道路上 H=1.5m)

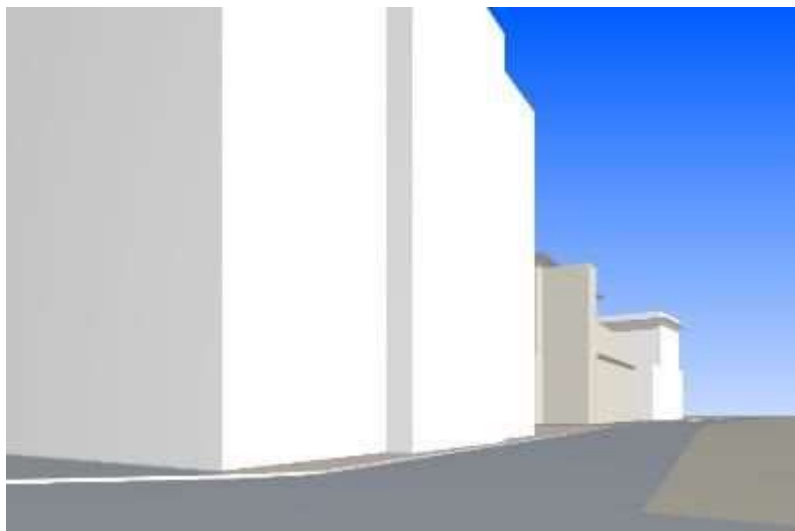


現況 (視点場：北西側道路上 H=1.5m)

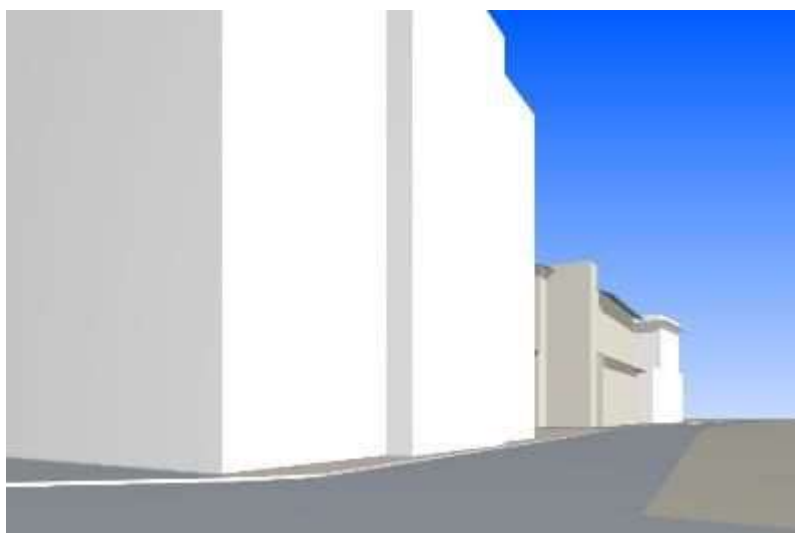


図 3.3-2(3) 近景の予測結果 (2 期工事終了時, 視点場：北西側路上)

A 案 2 期工事終了時 (視点場：南西側道路上 H=1.5m)



B 案 2 期工事終了時 (視点場：南西側道路上 H=1.5m)



現況 (視点場：南西側道路上 H=1.5m)

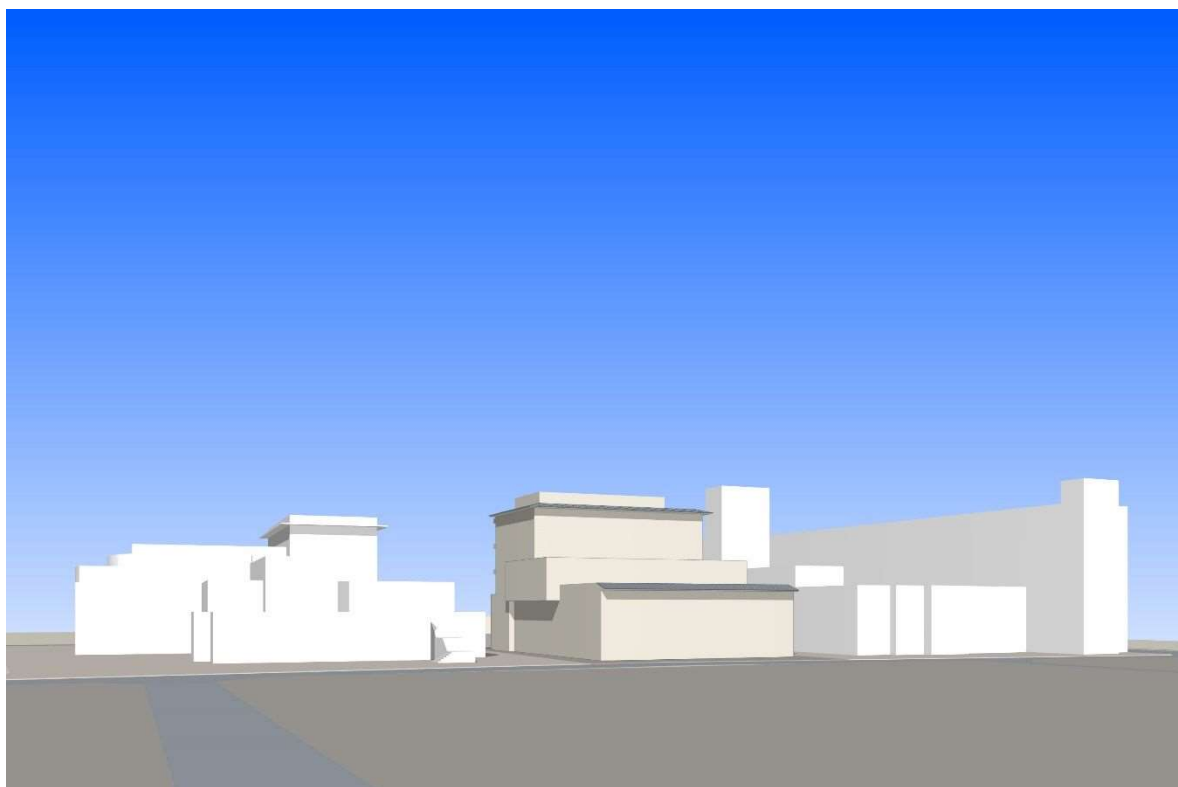


図 3.3-2(4) 近景の予測結果 (2 期工事終了時, 視点場：南西側路上)

表 3.3-3 中景の予測結果（視点場：北・南両面いずれも東側後方 H=6m）

工期	視点	予測結果
一期工事終了時	北東側	・計画建物と現存建物が並ぶ全体像が見える中景では、高度地区の高さ規制により頂部高さの同じ建物が並ぶ景観と予測される。 ・直立する壁面については、A 案は見えがかりが大きく見えるが、B 案は、勾配屋根の見えがかりにより直立する壁面が細かく分節され、A 案に比べて圧迫感が小さいと予測される。 ・屋上景観については、A 案は、屋上四周を巡るパラペット部分に勾配を採用し、勾配屋根に類似する見え方を期待したものであるが、屋上設備機器を隠す垂直な壁面の存在によりその効果が阻害されている。一方、B 案は、屋上に設置する設備機器も頂部屋上を避けて配置する工夫により、屋上景観も A 案に比べて良好になると予測される。 図 3.3-3(1)参照
	南東側	・A 案は、事業計画地前面(南面)に現存する立体駐車場施設の背景に計画建物の壁面が大きく出現するが、この壁面には増築に備える梁や床の接続用端部が見えると予測される。 ・B 案のそれは、ルーバーや緑化によりこれらを隠すことから、より配慮した景観になると予測される。 図 3.3-3(2)参照
二期工事終了時	北東側	・増築による建物高さに変化は生じないため、A・B 両案共に一期工事終了時の景観から大きな変化は生じないと予測される。 図 3.3-3(3)参照
	南東側	・A 案は、事業計画地とその両隣に大きな壁面が並ぶ景観となり、正面及び側面に直立する壁面が大きく見えると予測される。 ・B 案も A 案と同様に事業計画地とその両隣に大きな壁面が並ぶ景観となるが、勾配屋根の見えがかりに加えて基壇部の庇により壁面が細かく分節されて A 案に比べて圧迫感が小さいと予測される。 図 3.3-3(4)参照

A 案 1 期工事終了時 （視点場：北東側後方 H=6m）



B 案 1 期工事終了時 （視点場：北東側後方 H=6m）

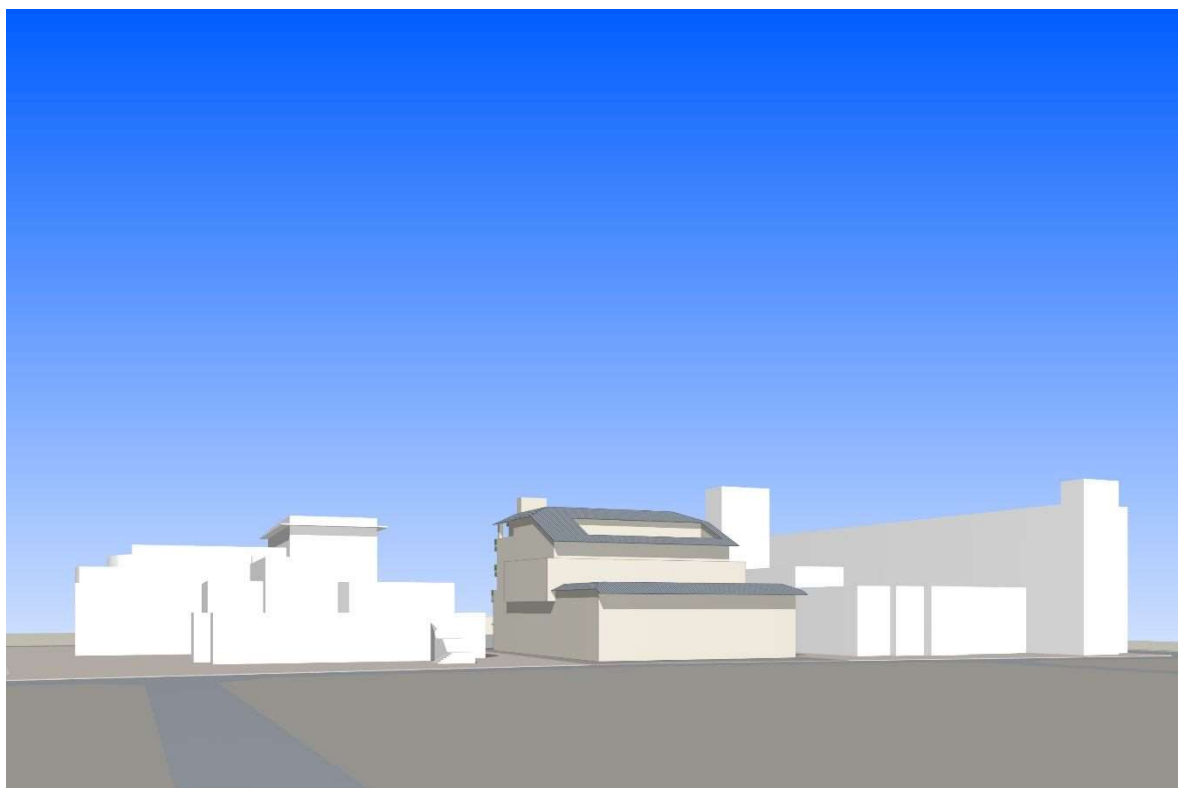
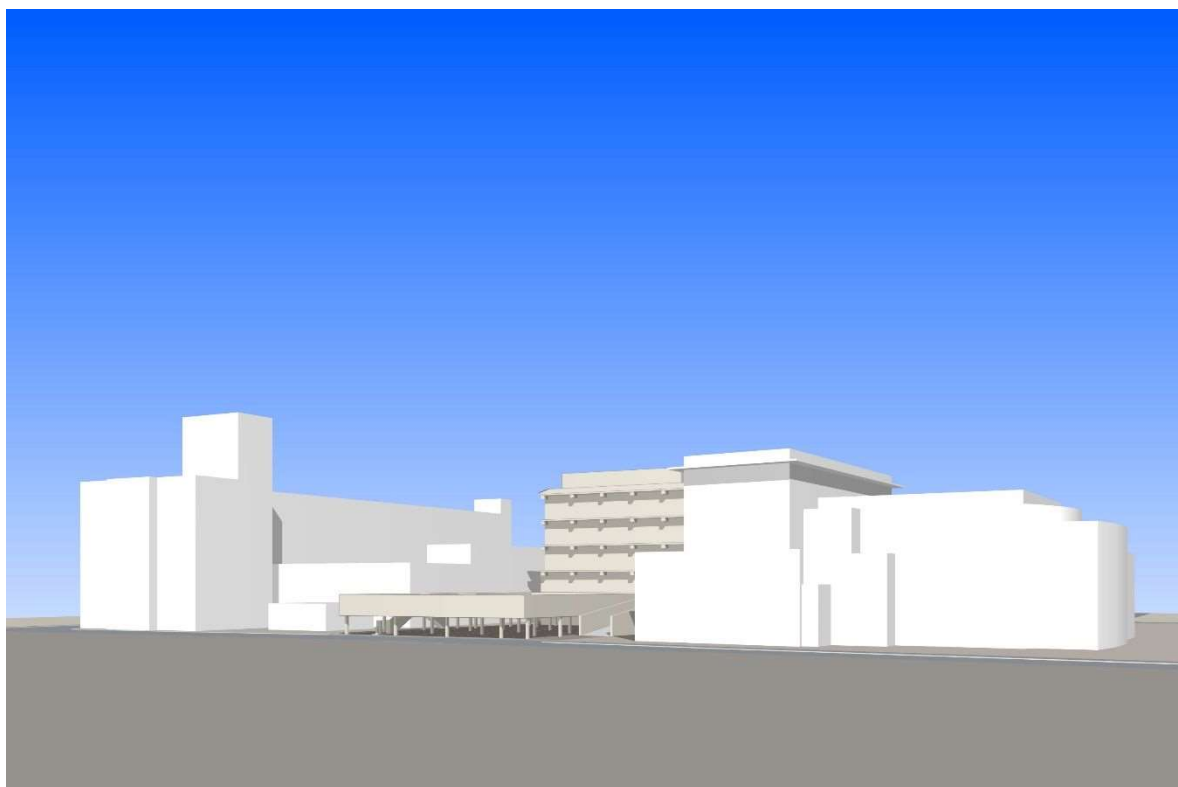


図 3.3-3(1) 中景の予測結果（1 期工事終了時，視点場：北東側後方）

A 案 1 期工事終了時 （視点場：南東側後方 H=6m）



B 案 1 期工事終了時 （視点場：南東側後方 H=6m）

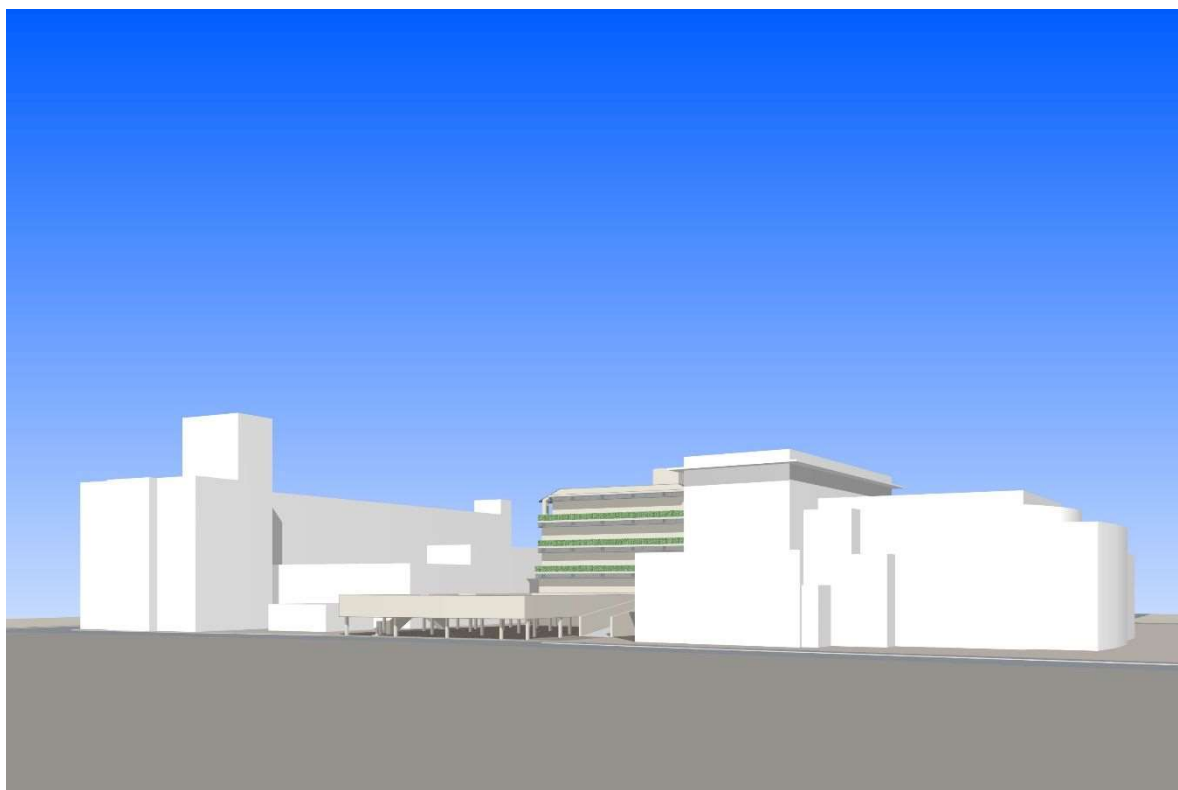
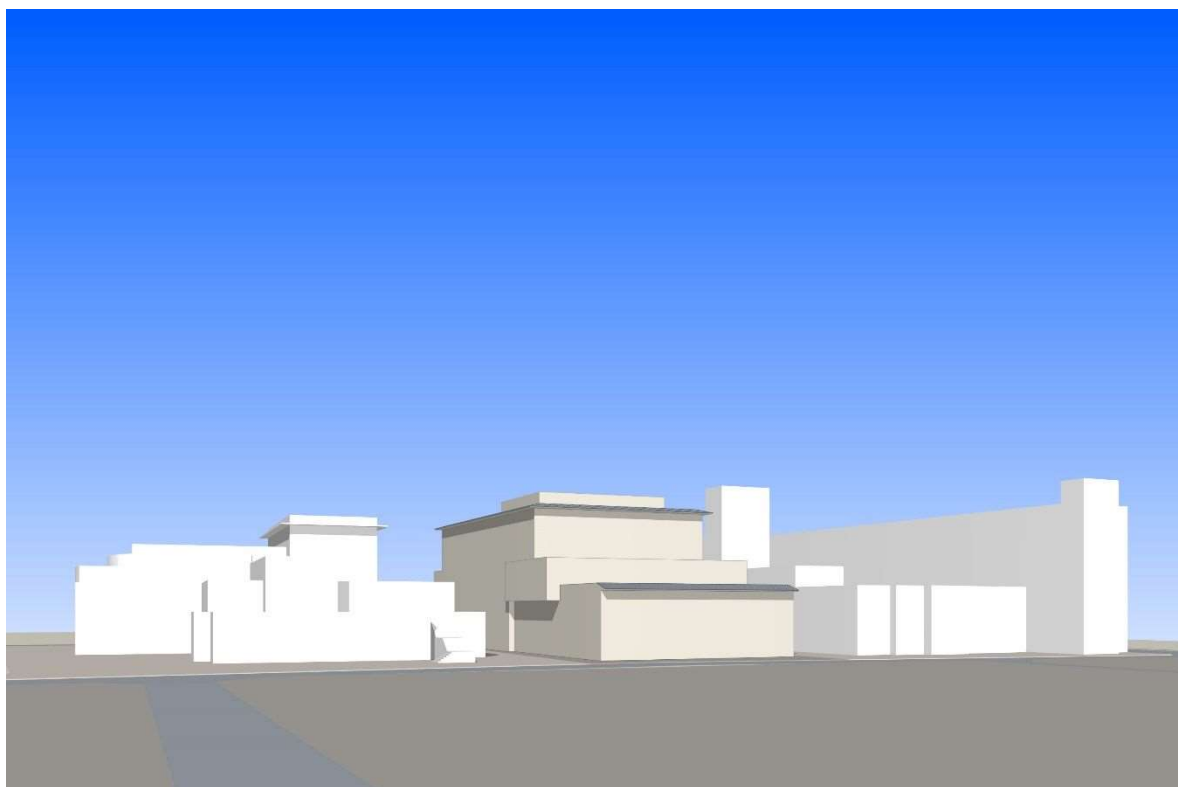


図 3.3-3(2) 中景の予測結果（1 期工事終了時，視点場：南東側後方）

A 案 2 期工事終了時 （視点場：北東側後方 H=6m）



B 案 2 期工事終了時 （視点場：北東側後方 H=6m）

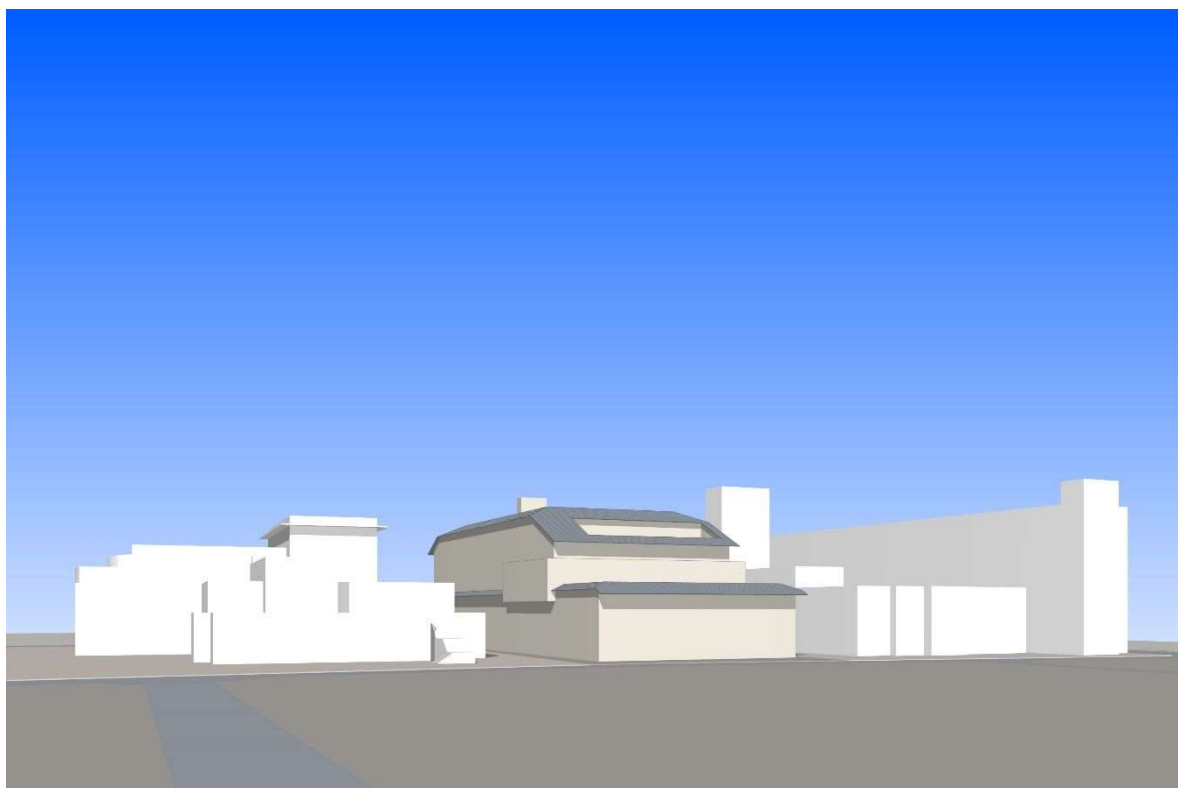


図 3.3-3(3) 中景の予測結果（2 期工事終了時，視点場：北東側後方）

A 案 2 期工事終了時 （視点場：南東側後方 H=6m）



B 案 2 期工事終了時 （視点場：南東側後方 H=6m）

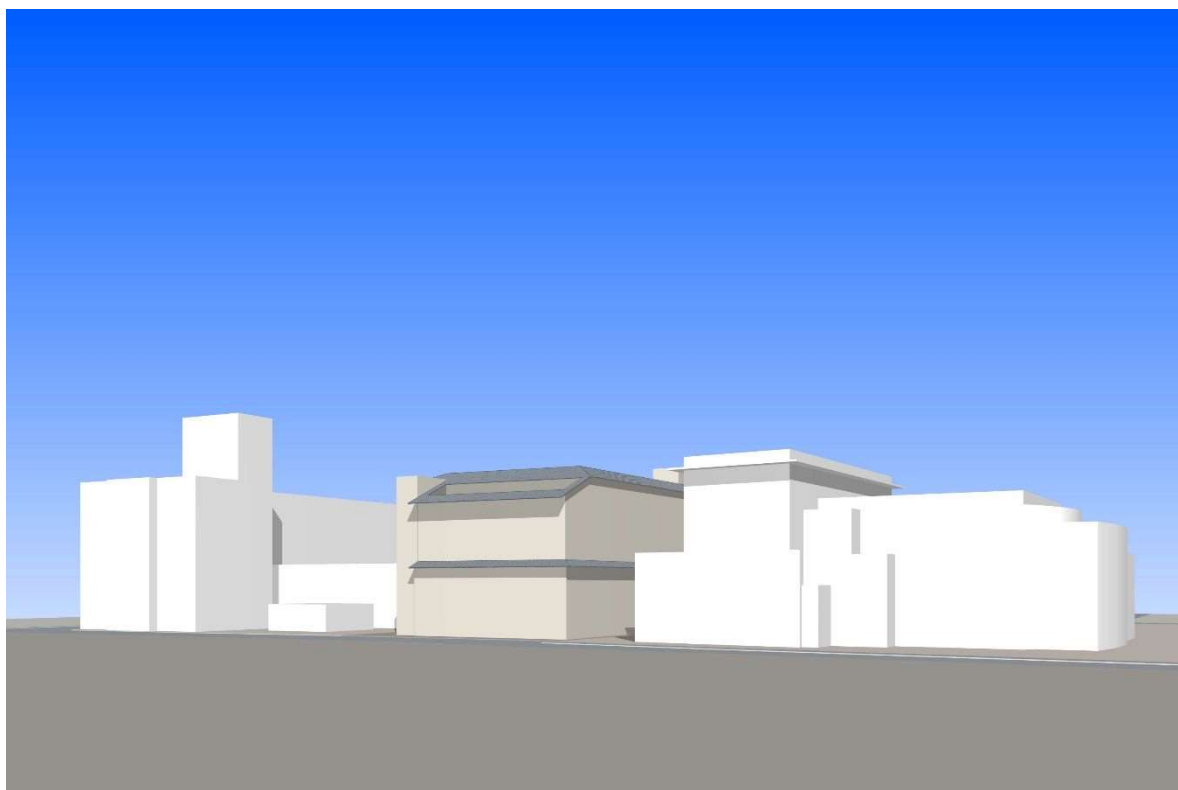


図 3.3-3(4) 中景の予測結果（2 期工事終了時，視点場：南東側後方）

3.3.3 温室効果ガス

(1) 現状

平成 30 年度の現区役所と保健福祉センター別館の電力使用による温室効果ガスの排出状況は表 3.3-4 に示すとおりであり、両施設合計で年間 101.9t-CO₂ 排出されている。

なお、平成 29 年度までの京都市役所の事務系部門における節電に関する取組は表 3.3-5 に示すとおりである。

表 3.3-4 現区役所と保健福祉センター別館の温室効果ガスの排出状況(平成 30 年度)

項 目	西京区役所 (kWh)	保健福祉センター 別館 (kWh)	排出係数※2 (kg-CO ₂ /kWh)	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
電力消費量※1	305,173		0.334	101.9

※1：平成 30 年度実績値（西京区役所調べ）

※2：平成 30 年度の関西電力㈱の調整後排出係数

表 3.3-5 京都市役所の事務系部門における節電に対する取組

取組		進捗状況
1 全部門に係る取組		
ア	エネルギー使用の合理化の推進	KYOMS 等を運用し、エネルギー使用量の点検・管理を行い、省エネを推進
イ	執務室単位での電力の見える化の推進	公共施設の新・改築において、BEMS の導入を促進（京都市公共建築物低炭素仕様）
キ	庁舎照明の LED 照明など高効率照明への更新	平成24 年度に一括導入した市役所庁舎等の LED 照明を継続運用
2 事務系部門に係る取組		
ア	施設の利用に伴うエネルギー使用量削減	「京都市役所 CO ₂ 削減率先実行計画」に基づく省エネと節電対策を年間を通して実施

出典：京都市役所 CO₂ 削減率先実行計画の実施状況（平成 29 年度）から関係するところのみ抜粋

(2) 予測

2 期工事終了後の供用時における太陽光発電による A 案と B 案の節電効果から温室効果ガス（CO₂）の削減量を予測した。

表 3.3-6 に太陽光発電量の違いによる CO₂ 削減量の差の算定結果を示す。結果、A 案は現行の排出量の 7.4%を、同様に B 案は 14.8%を削減できる結果と予測された。

表 3.3-6 太陽光発電量の違いによる CO₂ 削減量の差

項目	パネル発電量	設備利用率※1	年間発電量	排出係数※2	CO ₂ 削減量	削減率
A 案	15kW	17.2%	22,600.8 kW	0.334	7.5t-CO ₂	7.4%
B 案	30kW		45,201.6 kW		15.1t-CO ₂	14.8%
差	15kW	—	22,600.8 kW	—	7.5t-CO ₂	7.4%

※1：調達価格等算定委員会「平成 31 年度以降の調達価格等に関する意見」より

※2：平成 30 年度の関西電力㈱の調整後排出係数(単位：kg-CO₂/kWh)

3.4 評価結果のとりまとめ及び総合評価

3.4.1 評価結果のとりまとめ

環境要素別の評価の結果は、表 3.4-1 に示すとおりである。

表 3.4-1 環境要素別の評価結果及びその理由（建物の形態及び設備の配置）

環境要素	環境要因	A 案	B 案	評価理由
騒音 ・低周波音	供用	○	○	・発生源の騒音パワーレベルは B 案が A 案より約 3dB 小さいと予測される。 ・受音点での騒音レベルの距離減衰量は A 案が B 案より大きくなると予測される。 ・以上より、騒音は壁等により遮音、回折減衰することから、距離減衰に加え、受音点ではさらに騒音レベルは下がることが予測され、受音点での騒音レベルは、A 案、B 案ともに一般的な生活環境上の騒音レベルと同程度になると評価する。 ・低周波音の影響は両案とも無いと評価する。
景観	存在	△	○	・両案ともに建築物のボリュームの差はない。 ・北側からの景観については、B 案の方が、A 案に比べ、直立する壁面が勾配屋根の見えがかりにより細かく分節され圧迫感が少なく、また、屋上最頂部への設備機器の設置回避により屋上景観も良好になると評価する。 ・南側からの景観については、近景では上層階において、A 案の方がやや圧迫感が少ないと評価されるものの、中景など全体的な景観は勾配屋根の見えがかりに加えて基壇部の底により壁面が細かく分節されていることから、A 案に比べて B 案のほうが、圧迫感は小さいと評価する。
温室効果ガス	供用	○	○	・A 案、B 案ともに太陽光発電により温室効果ガス(CO₂)の削減効果が期待できる。 ・両案の優位性については、B 案が A 案の 2 倍程度の発電量を期待できることから、温室効果ガス削減についても 2 倍程度の効果が期待できる。

○：環境要素に配慮している，△：環境要素に対して配慮がやや不足している

3.4.2 総合評価

騒音については、空調の室外機の配置の違いから、若干 A 案のほうが優位であると予測されるが、距離減衰、遮蔽効果、回折効果により一般環境上の騒音レベルとしては両案に大差なく、両案ともに環境要素に配慮していると評価する。なお、両案とも施設の南側には同程度の高さのマンションが位置しており、より高層階においては、回折効果が小さくなることから、さらなる環境配慮のために詳細な設計段階では検討を要すると予測された。

景観については、事業計画地は、勾配屋根もしくは勾配屋根のイメージに近い形態による屋上景観が求められている。B 案は、陸屋根と勾配屋根を併用するが、頂部屋上への設備機器の設置を回避する配慮をし、また垂直壁面の適切な分節化を図る立面構成から、より環境要素に配慮していると評価する。

温室効果ガスについては、両案ともに太陽光発電設備を設置するため、環境要素に配慮していると評価するが、B 案のほうがより優位である。

以上から B 案がより環境に配慮した計画であると評価する。

3.5 環境配慮方針及び内容

本事業においては、周辺地域への環境負荷を最大限低減するよう、環境保全の観点から下記に示す事項について考慮する。

なお、これらの配慮内容については、事業が長期間にわたることから、社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直すこととする。

3.5-1 工事中の配慮

(1) 大気質・騒音・低周波・振動

- ・周辺環境に配慮し、排ガス対策型建設機械や低騒音型・低振動型建設機械を積極的に使用する。
- ・建設機械の稼働は昼間に行うとともに、工事期間中に建設機械の稼働が集中しないよう、使用時期や配置の分散に努める。
- ・工事用車両の走行にあたっては車両管理を行いアイドリングストップ、エコドライブに努める。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、道路沿道における大気質・騒音・振動への影響を軽減する。
- ・解体時の粉塵等の飛散防止に努める。
- ・仮囲等の工作物等については、騒音対策の観点から防音性の高いものを積極的に採用するとともに、色彩・デザイン等の景観への配慮に努める。

(2) 廃棄物

- ・残土の再利用や建設廃棄物の再資源化等を検討する。また、廃棄物の発生抑制を考慮した工法の採用を検討する。
- ・解体時に発生する廃棄物に関しては可能な限り再利用し、汚泥については適切に処理する。
- ・工事においては、ごみの分別・減量を徹底するとともに、環境保全に努める。

(3) 交通安全

- ・工事車両の出入りは、図 1.4-1 に示したように京都府道 29 号線から、1 期工事は事業計画地すぐの北側道路（一般市道桂緯 226 号線）を、2 期工事は事業計画地すぐの南側道路（一般市道桂緯 40 号線）を利用する計画であるが、地域住民や事業計画地周辺を通学する児童生徒の安全確保の観点からも、西京警察署とも十分な協議を行いつつ、周辺交通に対する影響を最小限とするよう配慮する。なお、京都府道 29 号線沿いは通学路に指定されている。
- ・工事(解体・建設)の実施に当たっては、交通誘導員の配置及び作業員への安全教育を行うなど十分な安全対策を検討し、安全第一を徹底する。

(4) その他

- ・工事における排水は公共下水道へ接続する。
- ・今後、関係機関へ土壤汚染対策法に基づく届出を行い、土壤調査が必要な場合には調査を実施するなど適切な対応を行う。
- ・解体作業を行う前にアスベストの使用の有無を事前に確認する。使用が確認された場合には、大気汚染防止法等に基づく必要な届出を行うとともに、定められた飛散防止対策の徹底を行う。

3.5-2 存在・供用後の配慮

(1) 大気環境に関する要素（大気質・騒音・振動等）

- ・空調室外機等騒音が発生する機器については、空調機の適正な運転計画の管理、低騒音型の採用、遮音壁の設置など騒音伝搬経路上の対策の実施など、周辺環境への影響に配慮する。
- ・空調の室外機の設置場所の遮音壁等の壁面による反射音の影響を減じるために、壁材に吸音処理を施したパネル使用を検討する。
- ・駐車場の位置及び構造等について、騒音、振動や排気ガス等の周辺に及ぼす影響が最小限となるよう配慮する。
- ・駐車場内等において、車両の不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしを禁止するよう啓発する。

(2) 景観

- ・建屋の形状、高さ及び配色など建物の外観等については、山ろく型建造物修景地区及び遠景デザイン保全地区形成や周辺地域との調和に配慮した外観(建築デザイン、色彩)計画により、景観の保全に努める。

(3) 温室効果ガス等

- ・「京都市公共建築物低炭素仕様」に基づき、庁舎の建築計画の詳細を立案する。
- ・建物の断熱性能の向上及び自然採光の利用等により、エネルギー効率の向上に努める。
- ・省エネルギーに配慮した設備機器を検討し、環境負荷の低減に努める。
- ・積極的な緑化に努める。
- ・太陽光発電の有効利用に努める。

(4) 風害・電波障害

- ・風害・電波障害が発生した場合は、法令等に基づき、適宜対処する。

(5) 交通安全

- ・駐車場の出入り口の見通しを適切に確保し、必要に応じて誘導員の配置及び反射鏡や回転灯等の安全施設を設置する。
- ・駐車場内及び出入り口においては、歩車道を分離する。
- ・駐車場が満車になるなどの理由から、施設利用者車両が周辺生活道路に違法駐車することのないよう、誘導員を配置する等適切に管理する。

(6) その他

- ・建築基準法に基づき、隣地への日照を確保する。
- ・廃棄物については、分別・減量に努め、処理業者への委託処分により適切に処理を行い、環境保全に努める。
- ・施設利用者に対して公共交通の利用を促す。

第4章 市長意見及びその意見に対する事業者の見解

京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定による、本事業に係る配慮書案に対する環境配慮の観点からの市長意見を受け、市長意見に対する見解を以下のとおり示す。

	市長意見	事業者の見解
全体事項	来庁者用駐車場の整備の有無によって、車両による騒音・振動等の影響を受けるおそれがあるため、周辺環境への影響に配慮すること。また、歩行者等への安全対策等についても検討すること。	駐車場施設の利用にあたっては、騒音・振動等、周辺環境への影響軽減対策を講じます。また、歩行者等への安全対策等についても考慮します。 (該当ページ p94)
	本市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。 また、事業が長期間にわたるため、事業の実施に当たっては社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて環境配慮方針及び内容の見直しを行うこと。	事業の実施にあたっては、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容を遵守します。 また、事業が長期間にわたることから、社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて環境配慮方針及び内容を見直します。

第5章 配慮書案から修正・追記された箇所

(1/2)

頁	該当箇所	行	修正内容
－	タイトル	－	「案」の削除
－	年月	－	「2月」から「5月」に変更
1	1.1 事業者の名称、氏名及び住所	5	「代表者：京都市長」から「代表者：京都市長 門川大作」に修正追記
6	1.4 工事関係車両の運行ルート	19	「一般府道」から「京都府道」へ修正
		20	「認定市道「桂緯 226 号線」」から「一般市道桂緯 226 号線」への修正
		21	「認定市道「桂緯 40 号線(2)」」から「一般市道桂緯 40 号線」に修正
9	5-1 事業計画地周辺の写真の撮影方向	図	⑥と⑦の間の矢印削除
11	2.1.1 地象	13	「扇状地及び緩斜谷底面」から「谷底平野・氾濫平野」に修正

(2/2)

頁	該当箇所	行	修正内容
17	2.2.1 人口及び世帯数	13	「上桂森下町では人口が 683 人から 636 人へ減少しているが、世帯数は 285 世帯から 291 世帯へ増加している」から「上桂森下町では人口が 683 人から 636 人へ、世帯数も 291 世帯から 285 世帯と減少している」に修正
		14	「事業計画地を囲む周辺町域（上桂森下町、山田六ノ坪町、山田久田町、山田四ノ坪町、上桂三ノ宮町、桂乾町）」から「事業計画地が含まれる町域に隣接する町域（山田久田町、山田四ノ坪町、山田庄田町、上桂三ノ宮町、上桂森上町、桂乾町）」に修正
		15	「人口が 3,681 人から 3,923 人へ、世帯数が 1,515 世帯から 1,680 世帯」から「人口が 3,498 人から 3,768 人へ、世帯数が 1,432 世帯から 1,614 世帯」に修正
18	表 2.2-1(2)	表中	「山田六ノ坪町」の行を白色に、「山田庄田町と上桂森上町」の行を茶色に修正
	表 2.2-1(2)の注釈	注 2	「事業計画地に隣接の」から「事業計画地が含まれる町域に隣接する」に修正
26	(1) 大気質	7	「二酸化炭素」から「二酸化窒素」に修正
31	表 2.2-7(1)	表中	表中の「ー」をセンタリング(計 4 つ)に修正
49	表 2.3-15	出典	「平成 28 年 3 月 30 日 環境省告示第 37 号」から「平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示第 46 号」の最新情報に修正
50	表 2.3-16	出典	
54	表 2.3-19	出典	表記の仕方を他と統一
72	3.1 複数案の概要	10	「本配慮書案」から「本配慮書」に修正
75	表 3.2-1 の選定理由	12	「工事、存在時」から「工事、供用時」に修正
		15	「地下水の水質及び水質」から「地下水の水質及び水位」に修正
76	3.3.1 騒音(1) 現状	5	「一般府道」から「京都府道」に修正
79	3) 視点場及び選定理由	17	「一般府道」から「京都府道」に修正
93	3.5 環境配慮方針及び内容	1	(案)の削除
	環境配慮方針	2	「環境配慮方針」を追記
	3.5-1 工事中の配慮	4	「工事中」から「工事中の配慮」に修正
	(3) 交通安全	22	「一般府道」から「京都府道」に修正
		23	「認定市道「桂緯 226 号線」」から「一般市道桂緯 226 号線」に修正
		23	「認定市道「桂緯 40 号線(2)」」から「一般市道桂緯 40 号線」に修正
		27	「一般府道」から「京都府道」に修正
94	3.5-2 存在・供用後の配慮	1	「存在・供用後」から「存在・供用後の配慮」に修正
	(1) 騒音・振動等	2	「騒音」から「大気環境に関する要素（大気質・騒音・振動等）」に修正
		7	市長意見を受けて、環境配慮を 2 件追記
	(3) 温室効果ガス	15	等を追記
	(5) 交通安全	23	市長意見を受けて、交通安全への環境配慮を追記
	(6) その他	29	「5」から「6」に修正
95	第 4 章 市長意見及びその意見に対する事業者の見解	1	第 4 章として、市長意見及び事業者の見解を追記
	第 5 章 配慮書案から修正・追記された箇所	18	第 5 章として、「配慮書案」から変更された内容及び箇所を追記